

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

日本海軍予備員制度史(その1) :
日本海軍予備員制度の創設及び日本海軍予備員制度
に関する明治中期の海軍公文書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-03-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森下, 隆 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/588

日本海軍予備員制度史(その1)

日本海軍予備員制度の創設及び日本海軍予備員制度に関する明治中期の海軍公文書

森 下 隆

History of Japanese Naval Reserve(Part 1)

Japanese Naval Reserve Founded
and
Naval Official Documents on Japanese Naval Reserve in Middle Meiji Era

Takashi MORISHITA

Abstract

The Japanese Naval Reserve(J.N.R.) was founded to imitate the Royal Naval Reserve(R.N.R.) in 1884. Thirteen fresh merchant seamen graduated from the National Nautical School in Tokyo enlisted as the first volunteers in the J.N.R. after gunnery training at the Naval College in Tokyo in 1886.

The author found naval official documents(owned by the Library of War History of the Japanese Defense Agency) on following subjects about the J.N.R., studied and described them in this paper.

(1)A student of the navigation department of the Nautical School Takeshi Miyaji sailed by the naval training ship TSUKUBA to take the long training cruise between September 4th, 1887 and July 6th, 1888 with 43 naval midshipmen graduated from the Naval College on July 25th, 1887.

(2)Fourteen volunteers of the J.N.R. were appointed regular midshipmen of the Japanese Navy between 1886 and 1887. Appointing a reservist of the J.N.R. as a regular midshipman was suspended by Appointment Act of Naval Officers between 1889 and 1933, according to the recommendation to stop the appointment by a first lieutenant G. Ishida in 1888.

(3)Gunnery training of students of the National Nautical School at the Naval College in Tokyo between 1886 and 1888.

(4)Gunnery training of students of Tokyo and Hakodate nautical schools on the naval gunnery training ship RYUJO between May 23rd, and July 29th, 1890.

(5)Death of 13 students of the Tokyo Nautical School caused by the shipwreck of training ship YORINOBU-MARU on September 17th, 1890.

(6)The Japanese Navy appointed all freshmen of the Tokyo Nautical School to be in the J.N.R. on April 8th, 1891.

1 まえがき

防衛白書は新防衛大綱により、陸上自衛隊定員18万人を14万人体制に減員する対策として即応予備自衛官の導入を報じている。これとは別に自衛隊には従前より防衛出動時に召集して後方の警備・支援・基地の防備などの要員に充てる予備自衛官制度がある。この予備自衛官は退職者より志願者を募ったもので、陸・海・空合わせて5万人足らずである。諸外国でも有事の動員兵力を平時にも経済的に維持するために予備役制度を採り、それらの規模・運用は国によって異なるがその制度の維持コストの最少化目的は普遍的なものである。自衛隊は志願制であるのに対して、旧日本軍は国民皆兵の徴兵制を採り、現役・予備役・後備役の兵役を備えていた。さらに陸軍士官学校と

海軍兵学校の卒業生によるエリート武官官僚システムの人事管理の円滑化の目的もあって、1889年(明治22)1月23日の徴兵令の改正により、平時は軍人以外の職業をもち緊急時には召集されて軍役に服するパートタイム-予備役の下級将校を養成するための1年志願兵制が制定され、陸軍幹部候補生制度につながり1933年(昭和8)にこれを選抜により予備役下級将校養成のための甲種幹部候補生と予備役下士官養成のための乙種幹部候補生に分けた。甲種幹部候補生は見習士官中は現役であるが少尉任官と同時に予備役に編入された。そのまま軍務を続けるものも多く、この幹部候補生出身の下級将校は日中15年戦争と太平洋戦争を通じて大量に養成され、将帥となり功を遂げることもなく、陸軍の縁の下の力持ちとして第一線で小・中隊長として善戦したが、その消耗は激しかった。

本文の対象となる当初よりパートタイム-軍人として養成された海軍予備員の略史については、明治政府の1870年(明治3)10月2日兵制統一布告により、英国式の建軍をめざした海軍は、英国のRoyal Naval Reserve(R. N. R.)を見習った海軍予備員制度を1884年(明治17)8月11日付けの太政官通達によって制定した。その対象は英国同様に商船学校であって、その卒業生13名が東京築地の海軍兵学校へ通学して砲術訓練を受けた後 1886年(明治19)7月30日に最初の海軍予備員を命ぜられ、身分は少尉候補または少機関士補に准じ軍務局の管轄を受けた。その年の高等武官進級条例の改正によりその身分が少尉候補生または少機関士候補生に准じに改められた。商船学校の生徒は徴兵猶予を受けるために海軍による商船学校への管理が強化され、1890年(明治23)2月1日付けで商船学校の全生徒が海軍予備員を命ぜられて兵籍に編入された。その一方で毎年商船学校を卒業し、任命される海軍予備員は日清戦争のときですら教育訓練召集もないままに14年間も等閑に付されていたが日露戦争開戦の1904年(明治37)にR. N. R.を参考に海軍予備員条例を商船学校卒業者と船舶職員を対象に制定した。これによって『海軍予備員ハ海軍軍人トシ予備役ニ服セシム』と、海軍予備員を初めて定義するとともに、その任用、進級、動員の規定を明文化した。しかしながら海軍予備員は日露戦争にも第1次世界大戦にも動員されることはなかった。第1次世界大戦中のR. N. R.の活躍と軍用機の威力を目の当たりにした海軍は、1919年(大正8)海軍予備員令を制定、1923年(大正12)海軍航空予備員制度を制定、1928年(昭和3)海運会社に勤務中の海軍予備員の短期召集を開始。1933年(昭和8)日本は国際連盟を脱退して国際的に孤立し、同年高等商船学校卒業直後の海軍予備士官は原則として6ヶ月間の艦隊勤務召集となり、1934年(昭和9)海軍予備士官よりフルタイム-の海軍士官に任用の途が再開され、同年海軍予備員令を改正し航空の予備学生制度を追加、1939年(昭和14)第2次世界大戦開戦。1941年(昭和16)海軍予備士官の召集現員数1296名(兵科955名、機関科341名)、大東亜戦争開始、1942年(昭和17)第1期海軍兵科予備学生・第10期海軍飛行予備学生入隊、機関科士官を廃止し兵科に転官、機関科予備士官も廃止し兵科予備士官に転官、1943年(昭和18)第13期飛行専修予備学生5199名を任用、明治神宮外苑にて出陣学徒壮行会、予備員の官階の予備の冠称を廃止、1945年(昭和20)海軍予備学生2万名を超え、敗戦、陸海軍廃止まで海軍予備員令と予備員身分は存続した。

上述のように61年間に及ぶ歴史をもつ海軍予備員制度は商船学校を対象に開始されたが、太平洋戦争では大量の海軍予備学生が第一線に動員されて善戦した。表題の(その1)である本文の対象は、この海軍予備員制度史の1884年の創設期より1904年の海軍予備員条例制定までの期間である。この期間についての主要な刊行資料は海軍諸例則、商船学校創立40年記念号(商船学校校友会雑誌第208号、1916.6)、東京高等商船学校創立60年記念号(商船学校校友会雑誌第444号、1937.1)とその『第10章海軍との関係』の参考資料長田堯春『海軍予備員の沿革及現状』(商船学校校友会雑誌第434号、1936.3)、長田堯春『英国海軍予備員の現状』(商船学校校友会雑誌第427号、1935.8)などであるが、筆者は未発表の海軍予備員に関する多数の公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)を見つけたので本文に報告する。これらの公文書や保存のための発信公文書案は戦火や敗戦をくぐり抜けて残存しているものであって、大部分の公文書は縦毛筆草書体旧漢字であるが本文で紹介するものは新漢字、数字は出来る限り算用数字に置き換えた。

これらの公文書の主なものの、その1は、従前は一言も紹介されていない事項であって、商船学校航海科第1級生徒宮地孟が、後年の内閣総理大臣鈴木貫太郎を含む海軍兵学校14期の少尉候補生43名とともに練習艦筑波に乗艦し、1887年(明治20)9月4日~1888年7月6日の期間遠洋航海、授業を受け、乗艦練習少尉候補生成績表に宮地孟の氏名を留めて、宮地孟筑波艦退艦届が上申されている。公文書は依頼書からはじまり、宮地孟の取扱の取決め、海軍部内の受入れ方、受諾通知、成績表、退艦届よりなる。この関係書類から当時の商船学校当局の海軍に対する意図を読み取ることができると同時に、受け入れ側の海軍の困惑が推察できる新資料である。

その2は、明治21年2月付けの臨席尉官石田五六郎海軍大尉による東京商船学校試験臨席復命書に付された『以

後商船学校卒業者を海軍少尉候補生に採用せざることを希望する意見』であり、この話も従前一言も紹介されていないものであり、商船学校航海科6期卒業生14名の採用をもって少尉候補生採用が打ち切られた一因を立証する新資料とみてよからう。

その3は、東京築地の海軍兵学校における最初の商船学校生徒の砲術科目の修得に関するもので、砲術修科証書授与に関する公文書、明治19年7月付け東京商船学校生徒砲術卒業大試験成績表とその申達公文書であり、初回の商船学校生徒の砲術科目の修得を裏書きする新資料である。

その4は、1890年(明治23)5月23日~7月29日に実施された砲術練習艦龍驤における商船学校生徒の砲術科目の修得に関する一連の公文書であり、明治23年7月28日付け砲術練習艦龍驤第壹期商船学校生徒大試験成績表が添付されている。商船学校生徒の当初の砲術練習艦における砲術科目修得の様子を知ることのできる新資料である。

その5は、明治23年9月30日付け頼信丸遭難による東京商船学校航海科生徒死亡届公文書であり、海軍予備員身分の商船学校生徒に対する海軍の管理の一端を知ることができる。

その6は、明治23年商船学校全生徒海軍予備員として海軍兵籍編入に関する公文書、海軍予備員辞令交付案文であり、明治24年4月8日付け海軍大臣より逓信大臣宛のもので、『但身分ハ海軍兵学校生徒ニ准ス』とあり、この海軍兵籍編入を裏書きする重要資料である。

この他の新資料により、従前不明かまたは曖昧であった海軍予備員制度の創設期における多くの事項を明らかにした。さらに19世紀初頭からの英国軍艦の職制とその募兵制の変遷及びR. N. R. の創設と整備を紹介し、R. N. R. をモデルにして創設された日本海軍予備員制度の変遷について述べる。

2 海軍予備員制度の創設と砲術科目の修得

2.1 徴兵令と海軍予備員制度の創設

海軍予備員条例は海軍予備員を『海軍予備員ハ海軍軍人トシテ予備役ニ服シ兵籍ハ海軍省ニアル』と定義した。海軍予備員は、必要に応じて召集され、現役と異なる予備員身分のまま戦闘行為などの兵役に従事した海軍軍人である。日本の海軍予備員養成のルーツをたずねると、蒸気コルベット艦観光丸を練習艦とする1855年(安政2)10月22日開校された長崎の海軍伝習所で養成した町人身分の長崎地役人であったと見ることもでき、彼らは幕末の海軍の補助的な軍務である長崎港の海上と陸上の警備に当たった。

戊辰戦争に勝利した明治政府は、国内の治安維持と欧米の帝国主義に対処するために近代兵制の整備を急ぎ、1870年(明治3)10月2日に兵制統一を布告し、海軍は英国式、陸軍は仏国式とした。東京築地の海軍操練所を同年11月4日に海軍兵学寮に改称し、海軍士官を養成した。この海軍兵学寮は1876年8月31日に海軍兵学校と改称した。戸籍法の制定、廃藩置県に成功した政府は、1873年(明治6)1月10日に大幅な免役制を定めた国民皆兵の徴兵令を布告した。陸軍定員の確保に苦勞した政府は、1879年10月27日に徴兵令を大改正し、兵役を常備3年の後、予備3年、後備4年をえて国民軍に編入するほか、免役制は免役と平時免役に分かれた、その範囲を大幅に縮小したが、海員や官公立の中学校以上の卒業生は平時免役に該当した。1882年(明治15)7月23日に朝鮮の京城で反日暴動(壬午軍乱)が起こり、戒厳令・徴発令を制定するとともに、日本陸海軍の目的を内乱鎮圧目的から朝鮮支配を巡る対清国の外征軍に変更し、大軍拡に邁進した。

一方、1875年(明治8)9月内務省駅逓局は、我が国の海運業育成のため三菱会社に対して第一命令書を交付し、年額1万5千円を給付し、海員養成を委託した。これを受けて11月1日に私立三菱商船学校を東京霊岸島に創設した。三菱商船学校は、1877年(明治10)5月に『商船学校生徒ニシテ及第証ヲ受有スル者ハ兵役ヲ免除セシメラル』と兵役免除の特典を得たが、1879年の徴兵令の大改正に対応した兵役免除の獲得と財政難による経営危機を解決するため、1882年(明治15)4月1日に官立に移管し、東京商船学校と改称した。翌年12月28日に徴兵令が改正され、1年志願制を制定するとともに免役を廃止し、徴集猶予に改められたが、小学校を除く官公立学校生徒は平時徴集猶予に該当した。これにより東京商船学校の生徒は平時徴集猶予の特典を得たが、東京商船学校は英国の海軍予備員制度 Royal Naval Reserve(R. N. R.)を見習って生徒の中の志願者を海軍予備士官に充てるべく、大軍拡中の海軍省に当時の中村六三郎校長が持ちかけたと考えられ、その結果海軍卿と農商務卿は連名で太政官へ次ぎの上申をした。

◆並第1917号ノ16

海軍卿・農商務卿ヨリ太政官へ上申

明治17年5月26日

農商務省所轄東京商船学校生徒ノ内有志ノ者ハ海軍兵学校へ通学セシメ海軍必要ノ学科ヲモ修業為致卒業ノ後合格ノ者ハ海軍予備士官ニ充ツルノ計画ニ有之候間該有志ノ生徒ハ海軍生徒ニ准スルノ明文徴兵事務条例中へ御明掲相成候様致度此段上申候也

上記の上申の『生徒ノ内有志ノ者』の限定が行政指導によってか次の『生徒ノ義ハ……海軍予備員志願ノ者ニ限り入校為致候ニ付』と全生徒に適用すべく修正されている。

◆並第1917号ノ18

海軍卿・農商務卿ヨリ太政官へ上稟

明治17年6月27日

農商務省所轄東京商船学校生徒ノ義ハ常時各商船ニ従事セシムト雖モ海軍予備員志願ノ者ニ限り入校為致候ニ付海軍兵学校ニモ通学セシメ海軍必要ノ学科モ兼学セシメ候条該生徒ハ徴兵令中海軍生徒同様ノ資格ヲ有シ候様御定相成度此段合議ノ上稟議仕候也

◆並第1917号ノ19

海軍卿・農商務卿ヨリ太政官へ上申

明治17年 月 日

農商務省所轄東京商船学校校則第1章第3条今回左ノ通り追加致候ニ付此段上申候也

第3条 本校生徒ハ専ラ航海或ハ機関ノ業務ニ従事シ且ツ海軍予備員志願ノ者ニ限ルヘシ

◆並第2251号(太政官達)

内閣書記官令第17号

海軍省

農商務省所轄東京商船学校生徒ノ義ハ海軍予備員志願者ニ限ルヲ以テ徴兵令第18条第4項海軍生徒ニ准シ候条此旨相達候事

明治17年8月11日

太政大臣 三条実美

この明治17年8月17日付けの太政官達によって日本の海軍予備制度が創設された。これにより東京商船学校の入学志願者の体格検査は海軍軍医が行い、入学試験には海軍尉官が臨席することとなった。この体格検査の海軍軍医派出に関する次の公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)が現存し、照会文に『例ニ依リ』とあることからこれ以前にも派遣要請があったことが明らかである。

◆管甲第2122号 普3132 6月29日 軍乾762号

東京商船学校航海科及機関科生徒補欠ノ為メ予テ募集致置候志願者凡五十名ノ体格試験来月一日二日ノ両日ニ於テ海軍兵学校内ニテ執行ノ筈ニ付例ニ依リ貴省医官ノ中同日午前七時ヨリ海軍兵学校へ御遣出相成様願致度此段至急及御照会候也

明治19年6月29日

逓信大臣榎本武揚

海軍大臣伯爵西郷従道殿

◆普3132ノ2 6月30日 軍務局長 准将校課長

回答案

来月一日二日両日間海軍兵学校内ニ於テ東京商船学校志願生徒体格検査御執行ニ付同日同校江当省軍医派出之儀御照会ノ通り相取計置候間此段及御回答候也

明治19年6月30日

海軍大臣爵 姓名

逓信大臣姓名宛

◆1884年(明治17)12月改正の東京商船学校規則の海軍予備員関係条文(商船学校校友会雑誌208号)。

第2条 本校生徒トナルヘキ者ハ海軍予備員志願ノ者ニ限ル

第4条 生徒卒業ノ後ハ海軍士官或ハ准士官ノ予備員トシテ海軍兵籍ニ編入シ海軍一定ノ規則ニ拠リ服役セシメルモノトス

第6条 但シ砲術ノ一科ハ海軍兵学校ニ於テ之ヲ教授ス

東京商船学校一覽によれば明治17年8月海軍予備員制定以前の本校卒業生については次の資格付与策が採られ、関東大震災後に復元されたと思われる東京商船大学所蔵の官立以来商船学校生徒名簿(自明治15年4月~至大正13

年11月)に該当者が記録されている。

◆明治20年3月

閣議ヲ経明治17年以前ニ属スル本校卒業生ニシテ志願ノ者ハ規定ノ砲術ヲ終了セル後海軍予備員タル資格ヲ有セシメラル

海軍予備員養成の指定校となった東京商船学校の校則は海軍省と協議して改定されたことを、次の現存の公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)によって知ることができる。

◆管甲第502号 普1759 4月9日 軍乾第448号

当省所轄東京商船学校規則中従前ノ分ニテハ差闕ノ廉々今回別冊附箋ノ通り改定ノ見込ニ有之依テ一応及御協議候条御意見モ候ハハ至急何分ノ御回示有之度此段及照会候也

明治19年4月8日

逕信大臣 榎本武揚

海軍大臣伯爵 西郷従道殿

◆普1759ノ2 4月13日 決裁済 軍務局法規課

御回答案

管甲第502号ヲ以テ御照会相成候貴省御所管東京商船学校規則中改定ノ義御附箋ノ通ニテ別ニ意見無之候条此段及御回答候也

明治19年4月13日

海軍大臣爵 氏名

逕信大臣爵 氏名

2.2 海軍兵学校における砲術科目の修得

1) 古谷忠造先生経歴談(要旨抜粋)

東京商船学校生徒とその卒業生に対する砲術科目の授業は東京築地の海軍兵学校で開始されたが、その模様は次ぎの古谷忠造先生経歴談(東京商船大学百周年記念資料館蔵)に詳述されている。この経歴談はペン書き原稿であり、古谷忠造個人の数多くの辞令が引用されており、次の本稿の来歴付箋がある。『昭和11年11月19日ヨリ昭和12年6月3日ニ至ル、其間16回ニ互リ長田佑君又或時ハ江上君ト共ニ古谷先生宅ヲ訪フテ先生ヨリ直接話ヲ承ハリ両君ガソノ大略ヲ記セルモノナリ、話ハ余ガ先生ニ質問ヲ発シテ応答セラレタルモノナリ 印』

古谷忠造の略歴は、1879年12月三菱商船学校航海科入学、1885年(明治18)3月3日東京商船学校卒業、同年4月1日共同運輸の汽船播磨丸(677トン)3等運転手、1886年7月19日海軍兵学校より専門修科証書(砲術)受領、同月30日海軍予備員(少尉試補に准ず)、1887年1月27日海軍少尉候補生に任用、1906年9月28日海軍大佐、同年10月10日予備役、1907年7月29日商船学校教授、1923年3月商船学校校長。

経歴談要旨

1885年9月郵便汽船三菱と共同運輸が合併して日本郵船となり、その社船新潟丸に乗船中、海軍が商船学校の卒業生及び生徒を海軍予備員に任用する制度が創設されたことを知った。それは、明治18年東京商船学校卒業の古谷のクラス(N6)の卒業生は志願による予備員任用が可能、次のクラス(N7)からは強制的に砲術を練習して予備員にならねばならぬ、明治17年以降の入学者は全て海軍予備員志願者に限る、明治17年以前の卒業生は自由と言うことであった(筆者注。このことは官立以来商船学校生徒名簿(自明治15年4月~至大正13年11月)の記載と一致している)。古谷は海軍予備員を志願するため、新潟丸を1886年(明治19)2月か3月に下船し、同クラス(N6)卒業生の志願者とともに東京霊岸島沖の隅田川の商船学校係留練習船単冠丸(142GT)に合宿し、事業服すがたに弁当持参で上陸し、整列して東京築地の海軍兵学校まで毎朝徒歩通学した。こうしてほぼ4ヶ月間通学して砲術卒業大試験の後、明治19年7月30日に次のように海軍予備員に任用された。身分は航海科の卒業生にあっては海軍少尉試補、機関科の卒業生にあっては海軍少機関士試補とされた。

◆専門修科証書

東京商船学校通学生 古谷忠造

砲術 及第順序 第2

帝国海軍兵学校課程之内右之科目修得

明治19年7月19日

海軍兵学校長海軍少将正五位勲三等松村淳蔵

◆辞令

古谷忠造

海軍予備員ヲ命ス

但シ身分ハ少尉試補ニ准シ軍務局ノ管轄トス

明治19年7月30日

海軍省

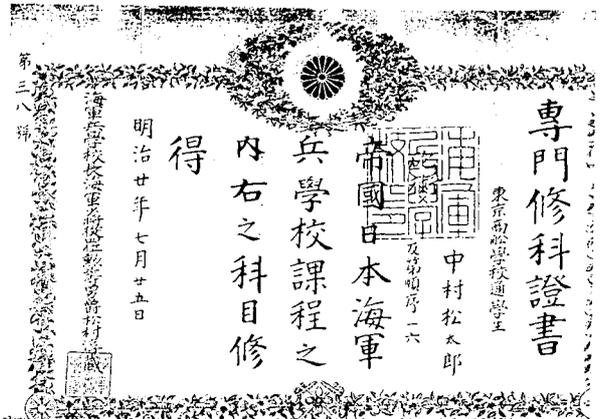
古谷は海軍予備員に任用された後日本郵船に戻り、1886年

8月頃から翌年正月まで北海道の海産物積み取り木造汽船玄

武丸に3等運転手として乗船した。

古谷と同クラス(N6)の中村松太郎(中村六三郎東京商船学校長の子息)と富岡仁兵衛の2人はこの頃遠江丸で英国へ航海中であつたので帰国後に兵学校で砲術科目を修得した(以上古谷忠造先生経歴談)。

これの裏付けとして、明治20年7月25日付けの中村松太郎の砲術科目の専門修科証書(中村松太郎の嫡孫智善氏の提供)を掲げる。



2) 砲術修科証書授与に関する海軍兵学校発信の公文書

商船学校生徒への砲術修科証書授与に関する海軍兵学校発信の次の公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)が現存するのでここに掲げる。

(1)その第1は、学第90号ノ2『商船学校生徒本校砲術卒業証書授与式之義ニ付上申』が現存し、これにより中村松太郎を含む富岡仁兵衛以下28名の証書授与式が明治20年7月25日に計画されていることがわかる。

◆学第90号ノ2 普3861 7月24日

商船学校生徒本校砲術卒業証書授与式之義ニ付上申

今般商船学校生徒富岡仁兵衛以下二十八名当校課程之内砲術卒業証書授与致度候来ル二十五日本校及第証書授与式後執行仕度此段上申仕候也

明治20年7月23日

兵学校長男爵松村淳蔵代理

兵学校次長海軍大佐福島敬典

海軍大臣伯爵西郷従道殿

(2)その第2は、軍乾第1188号 将校課普4276 軍務局学第12号『商船学校生徒工砲術修科証書授与之義御届』明治21年6月23日付け兵学校長有地品之允が現存し、野田啓太郎(筆者注.N10、明治21年11月12日海軍予備員任命)以下20名の証書授与を昨22日行ったことを海軍大臣に届けている。

◆学第12号 軍乾第1188号 将校課 普4276 6月25日 軍務局

商船学校生徒工砲術修科証書授与之義御届

別紙商船学校生徒野田啓太郎以下二十名工昨二十二日砲術修科証書授与致セシ条此段御届仕候也

明治21年6月23日

兵学校長有地品之允

海軍大臣伯爵西郷従道殿

これらの公文書、古谷忠造と中村松太郎の専門修科証書及び官立以来商船学校生徒名簿(自明治15年4月~至大正13年11月)の記録よりして、東京商船学校生徒と卒業生の砲術科目修得のための東京築地の海軍兵学校への通学は、明治19、20、21年の3回実施されたことを確認できた。また明治19年7月30日付で東京商船学校の13名の卒業者が日本最初の海軍予備員に任命されたことも確認された。

海軍兵学校は明治21年8月1日に東京築地より広島県江田島へ移転した。

3) 東京商船学校生徒砲術卒業大試験成績表

古谷忠造を含む22名の東京商船学校生徒砲術卒業大試験成績之義御届なる次に掲げる、明治19年7月20日付け公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)軍乾第849号が現存し、商船学校として最初の海軍兵学校における砲術科目修得の詳細を知ることができる。

この卒業大試験科目は銃隊生兵、4輪軽砲、2インチ軽砲、後装野砲、重砲、舶刀(筆者注 cutlass)、小銃教法、銃隊小隊、旋回砲、機関砲、拳銃、8インチ野砲、弾丸、火薬、信管、火工、火営の陸戦を主とするもので、大試験成績表には平均点のみ記載し、機関科生徒掘禎吉は銃軍のみ演習した。また平均点を越えた右の欄は筆者が追加したものでN6は航海科6期生を、E3は機関科3期生を示し、N6、E3は卒業生、他は在校生、Mは明治の略号である。

◆軍乾第849号 普3488 7月21日 学第61号

東京商船学校生徒砲術卒業大試験成績之義御届

東京商船学校生徒砲術卒業大試験成績之義別紙製表之通り整調致候条本成績表二葉ヲ添ヒ此段御届仕候也
明治19年7月20日

海軍兵学校長海軍少将松村淳蔵

海軍次官子爵樺山資紀殿

◆明治19年7月

東京商船学校生徒砲術卒業大試験成績表

海軍兵学校

旧順序	新順序	氏名	年齢		平均点	1300	期生	予備員任用	現役採用	最終階位	備考
			年	月							
3	1	真野巖二郎	22	8	1236	N 6	M19.7.30	M19.12.24			
1	2	古谷忠造	22	8	1232	N 6	M19.7.30	M20.1.27	大佐		
9	3	臼井幹蔵	21	1	1207	N 6	M19.7.30	M20.1.10			
11	4	国枝勝三郎	24		1186	N 6	M19.7.30	M19.12.27			
15	5	本間久五郎	19	4	1185	N 7	M21.11.12				
6	6	高橋丑之助	22	9	1179	N 6	M19.7.30	M20.2.12			
10	7	北野勝也	24	4	1178	N 6	M19.7.30	M20.1.20	少将		
4	8	松原栄蔵	21	1	1171	N 6	M19.7.30	M20.2.10			
14	9	松本航介	20	10	1168	N 7	M21.6.1				
5	10	吉岡良一	23	7	1160	N 6	M19.7.30	M20.2.10			
2	11	有川貞則	22	4	1156	N 6	M19.7.30	M19.12.23			M27.11.9死亡
12	12	山田 亨	23	3	1154	N 6	M19.7.30	M20.2.19			
17	13	野村英二	22	11	1125	N 7	M21.11.11				
7	14	曾良武雄	21	6	1109	N 6	M19.7.30	M19.12.24			
16	15	日高篤蔵	21	4	1087	N 7	M20.8.8				
8	16	横田平作	26	10	1070	N 6	M19.7.30	M20.1.20			
21	17	鈴木重光	17	7	1060						M21.4.9退校
13	18	白石珠生	23	7	1050	N 6	M21.6.1				
18	19	萩原金吉	18	7	1022	N11	M23.4.19				
20	20	大沢勘一	19	7	995	N11	M22.4.19				
19	21	山内幸吉郎	20		959	N11	M22.10				
22	22	掘 禎吉	24	11	187	E 3	M19.7.30				

2.3 砲術練習艦龍驤における砲術科目の修得

1888年(明治21)8月1日に海軍兵学校が東京築地より江田島へ移転したため、同年12月に商船学校規則を『第6条但シ砲術ノ一科ハ砲術練習艦ニ於テ教授ス』と改正した。一方海軍省では、商船学校学生砲術練習所修行中取扱方

を次の通り定め、受け入れに備えた。

◆明治23年4月30日達第179号

商船学校生徒砲術練習艦乗組中取扱方左ノ通定ム

1. 商船学校生徒ハ海軍兵学校生徒ニ准シ取扱フヘシ
2. 食器食料其他生徒ニ関スル一切ノ費用ハ商船学校ニ請求スヘシ
3. 臥具衣服箱ハ貸与スヘシ但シ毛布ハ自弁セシムヘシ

◆明治23年12月15日達第409号

商船学校機関科生徒海軍造船工場修業概則左ノ通り定メル(抜粋)

第2条 生徒ハ海軍兵学校生徒ニ准シ取扱フヘシ

第4条 生徒修業ノ期限ハ満3箇年公暇日ヲ算入シ現日1095日トス但シ期限内ト雖モ商船学校ノ請求ニ依リ退場セシムルコトアルヘシ

第7条 生徒ハ造船所外ニ宿泊シ定時限ニ出場スヘシ但シ出場ノトキハ一定ノ服装ヲナスモノトス

第11条 生徒ニ関スル費用ハ総テ商船学校ヨリ支弁スルモノトス但シ生徒工場出場中工業ニ使用スル器具材料等ノ費用ハ同校ノ支弁ヲ要セス

明治24年3月逓信省告示第63号により東京商船学校規則第5条中機関科本科の砲術を廃止した。

商船学校生徒が砲術練習艦で砲術科目を修得した最も古い記録は、筆者の知る限りでは、以下に掲げる明治23年夏の砲術練習艦龍驤(2530DWT・800HP)の公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)である。

(1)その第1は、『藤野祐太郎外十九名乗艦御届』明治23年(1890)5月23日付けの、東京商船学校の航海科11名・機関科2名、函館商船学校航海科7名の計20名の乗艦届で、龍驤より横須賀鎮守府司令長官宛てのものであって『商船学校ヨリ本日乗艦致シ条』とあることから、商船学校生徒の乗艦日は5月23日であることがわかる。

◆龍人事10

藤野祐太郎外十九名乗艦御届

東京商船学校生徒

航海科生徒 藤野祐太郎(注. 外10名略す)

機関科生徒 木谷東馬

同 朝倉福太郎

函館商船学校生徒

航海科生徒 今 武平(注. 外6名略す)

明治23年5月23日

龍驤艦長心得三須宗太郎

横須賀鎮守府司令長官子爵仁礼景範殿

(2)その第2は、『商船学校生徒乗艦之義ニ付御届』明治23年5月23日であり、前者同様の20名の生徒の乗艦が横須賀鎮守府司令長官より海軍大臣へ報告されている。

◆ 商船学校生徒乗艦之義ニ付御届

砲術練習条例第一条ニ依リ商船学校生徒乗艦方該校ヨリ龍驤へ照会致候伺出ニ付乗艦セシムヘキ旨及指令置候条別紙人名書相添此段及御届候也

明治23年5月23日

横須賀鎮守府司令長官子爵仁礼景範

海軍大臣子爵樺山資紀殿

(3)その第3は、『商船学校生徒終期大試験終了之義ニ付御届』明治23年7月25日であり、龍驤より横須賀鎮守府司令長官へ報告されている。

◆ 商船学校生徒終期大試験終了之義ニ付御届

本艦商船学校生徒本日終期大試験終了致候ニ付テハ該試験成績表ハ追テ進達仕候へ共此段御届仕候也

明治23年7月25日

龍驤艦長佐藤鎮雄

横須賀鎮守府司令長官子爵仁礼景範殿

(4)その第4は、『進達』明治23年7月29日付けの、龍驥艦長より横須賀鎮守府司令長官宛ての進達であって、添付の訂正された明治23年7月28日付け砲術練習艦龍驥第壹期商船学校生徒大試験成績表に東京商船学校生徒10名、函館商船学校生徒7名の計17名の成績が記載されている。

◆ 進達

一、大試験成績表 壹葉

但商船学校生徒教員之分

右別紙之通り進達仕候也

明治23年7月29日

龍驥艦長佐藤鎮雄

横須賀鎮守府司令長官子爵仁礼景範殿

(5)その第5は、『卒業之義報告』23年7月29日であり、軍艦龍驥より海軍大臣官房御中宛てのもので、前掲の第壹期商船学校生徒大試験成績表と同一のものが添付されている。ただしその日付のみが明治23年7月29日となっている。

◆ 卒業之義報告

本艦商船学校生徒教員今般卒業本日及第証書授与式ヲ举行セリ此成績別紙之通ニ付此段報告候也

23年7月29日

軍艦龍驥

海軍大臣官房御中

(6)その第6は、『商船学校生徒帰校ノ義ニ付御届』明治23年7月28日付けの横須賀鎮守府司令長官より海軍大臣宛ての公文書で、『来ル二十九日卒業ニ付其上帰校セシムベク候』とある。

◆ 商船学校生徒帰校ノ義ニ付御届

過般砲術練習ノ為乗艦セシム候商船学校生徒ノ義来ル二十九日卒業ニ付其上帰校セシムベク候条此段及御届候也

明治23年7月28日

横須賀鎮守府司令長官子爵仁礼景範

海軍大臣子爵樺山資紀殿

以上6件の公文書の商船学校生徒の砲術科目修得行事を次にまとめることができる。

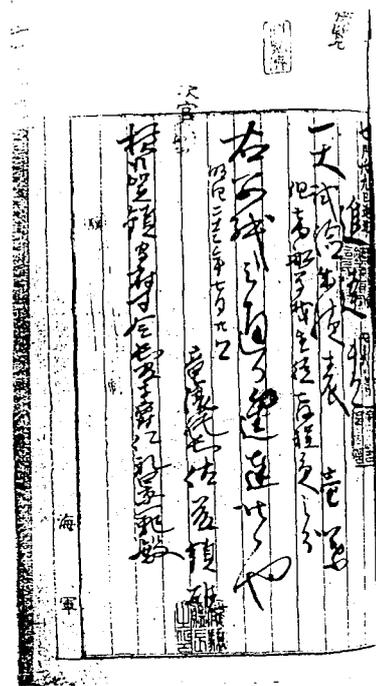
(a)『砲術練習艦龍驥第壹期商船学校生徒大試験成績表』の第壹期とあるから、商船学校生徒の砲術練習艦龍驥への乗艦は明治23年度が最初である。また、官立以来商船学校生徒名簿によると明治22年度の砲術科目修得は中止されたと考え得る。

(b)砲術練習艦龍驥第壹期商船学校生徒の乗艦期間は明治23年5月23日より7月29日の2ヶ月余りであった。

(c)明治23年5月23日付けの 商船学校生徒乗艦人数は20名で

あるが、『砲術練習艦龍驥第壹期商船学校生徒大試験成績表』記載人数は17名であり、3名が欠員している。この欠員の理由を次の公文書により知ることができる。

(7)その第7は、『東京商船学校生徒帰校之上申』明治23年5月28日付けの横須賀鎮守府司令長官より海軍大臣宛ての公文書に、『龍驥乗組東京商船学校生徒塚越礼蔵・阿部百介・・・本月二十三日以来病氣之処今後尚一週間以上モ



明治二十三年六月廿八日

龍驥艦長海軍大臣正三位佐藤鎮雄

Table with multiple columns and rows, containing names and dates, likely a roster or record of students.

療養ヲ要スル様ニ付…卒業ノ見込無キニ付…帰校セシメ候条…』とあって、塚越と阿部の両生徒は病気のため帰校させられている。

(8)その第8は、欠員となっている東京商船学校生徒鳴門五郎に関する案文であって、明治23年4月27日付け横須賀鎮守府より海軍省第一局第一課宛のもので、乗艦生徒表に鳴門生徒名が欠けていることの照会に対して、『客年五月横鎮第二三二四ノ二号ヲ以テ該人名届出シ後同校ノ都合ニ依リ乗艦不致モノニシテ当時其旨届漏…』と釈明している。なお鳴門生徒は明治23年2月1日海軍予備員を命ぜられているが、翌年5月20日に退校している。

2.4 明治23年商船学校全生徒海軍予備員として海軍兵籍に編入

1889年2月11日に大日本帝国憲法・衆議院議員選挙法・貴族院令などが交付されて、日本の法体系が整備された翌明治23年2月1日、商船学校規則第1条、第4条を改正して、本校の生徒は海軍士官或は准士官の予備員として海軍兵籍に編入し海軍一定の規則により服従すべきものとする(商船学校校友会雑誌第208号、1916年6月号)とともに、即日全生徒を海軍予備員とした(官立以来商船学校生徒名簿(自明治15年4月~至大正13年11月))。同年9月勅令第197号により商船学校を東京と函館におくこととなり、再び東京商船学校と改称した。この規則改正による海軍予備員任命に関する明治23年度の公文書は未発見であるが、ここに掲げる明治24年度(1891)入学生に関する公文書(海軍省『公文書備考』防衛庁戦史室蔵)が現存する。

(1)その第1は、明治24年4月2日付け逓信大臣より海軍大臣宛の公文書管発第103号で、東京商船学校入学生への海軍士官予備員辞令の交付申請書である。

◆管発第103号

当省所轄東京商船学校於テ航海科及機関科生徒募集候処別紙記名者合格セルヲ以テ入校ヲ命シ候ニ付該校規則第四条ニ依リ海軍士官予備員辞令交付相成度此段及御照会候也

明治24年4月2日

逓信大臣伯爵後藤象二郎

海軍大臣子爵樺山資紀殿

(2)その第2は、その海軍予備員辞令交付案文であって、明治24年4月8日付け海軍大臣より逓信大臣宛のもので、『但身分ハ海軍兵学校生徒ニ准ス』とある。

◆辞令案

塚本明範 小瀧初太郎 鶴田武平 竹下和二郎 宮地可也 森伝吉 中浜信好 笠川佐一 長井三秋

鍋島剛九郎 佐橋柳橋 藤井守道 新山三郎 八木憲蔵

海軍予備員ヲ命ス

但身分ハ海軍兵学校生徒ニ准ス

明治24年4月8日 海軍省

◆案

別紙塚本明範以下拾四名ヘノ辞令及御送付候条御伝達ノ上願票記名調印セシメ御差越相成度候也

明治24年4月8日

海軍大臣

逓信大臣宛

2.5 頼信丸海難にみる海軍予備員の管理

1) 海軍省による海軍予備員の管理

1886年(明治19)7月30日付けの太政官通達によって海軍予備員制度が創設されたが、動員や進級など運用規定は全くないままに放置されていた。当時の海軍省による商船学校卒業の社会人となった海軍予備員の管理に関する公文書(海軍省『公文書備考』防衛庁戦史室蔵)が見当たらないことから、海軍省としては海軍予備員制度の効用にほとんど興味を示さなかったことを裏書きしている。その流れは明治27、28年の日清戦争中を通じて、明治37年に

日露戦争が始まって海軍予備員条例が制定されるまで続いた。ただ次の海技免状資格者リスト報告に関する公文書が現存し、その中に『例ニ依リ』とあることから従前よりこの報告があったことがわかる。また海軍少尉補や海軍少尉候補生に准ずる資格を有り難がる社会人たる予備員も少なかった。この資料が我が国の総力戦の海上輸送確保のための護衛戦計画にシステマティックに利用されたとは考えがたい。それは太平洋戦争前の動員計画にも見るべきものがなかったからである。

◆管乙第1635号

本年二月中本省於テ新ニ免状ヲ付与セシ者並ニ書換及死亡ニ依リ原簿除籍相成候内国海員氏名別表ニ調整例ニ依リ及御送付候条御査収相成度候也

明治22年3月27日

管船局

海軍省御中

2) 海軍省による商船学校の管理

徴兵令による徴集猶予に関して海軍省による商船学校の管理は厳しく実施された。それを次の公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)に見ることができる。

◆管甲第2609号 軍乾第858号

東京商船学校航海科及機関科生徒補欠ノ為募集致置候志願人ノ内別紙記名ノ拾弍名ハ試験合格ニ達スルヲ以テ今般入学許可候条此段及御通牒候也

明治19年7月21日

逓信大臣榎本武揚

海軍大臣伯爵大山巖殿

3) 頼信丸海難にみる海軍予備員の管理

ここに掲げる明治23年9月30日付けの逓信省より海軍省への、同年2月1日に海軍予備員に任用された頼信丸実習生徒の遭難死亡通牒公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)から、東京商船学校に対する管理の実態を知ることができる。これ以後もこの形式の本校生徒の死亡・退校による海軍予備員除籍の通牒公文書は欠落があるものの数多く現存している。

◆管発第126号 官房第2825号

東京商船学校航海科生徒根元正外13名航海実習之為メ日本郵船会社帆船頼信丸へ乗組修業之処該船本月十七日阿波伊島ニ於テ遭難之際右14名ノ内壱名ハ生存シ甲号7名ハ死体ヲ発見シ乙号6名ハ未タ其生死分明ナラサルモ必定溺死ト認定候旨同校長申出候就テハ該生徒ハ海軍予備員除籍有之度別紙相添此段及御通牒候也

逓信大臣伯後藤象二郎

明治23年9月30日

海軍大臣子樺山資紀殿

甲号 中川元太郎 加藤甲八 大塚庸太郎 土方鍼三郎 新井亀太郎 寺田重太郎 榎本万年 計7名

乙号 成瀬文吉 石田等 林貞之助 郡司栄之助 森捨六 田辺赤太郎 計6名(注. 族姓、生年略す)

東京商船学校の練習船に指定されていた日本郵船のパク型木造帆船頼信丸(517GT)は、兵庫より横浜への航海中、明治23年9月17日午前1時頃台風による大荒天下を操舵装置を破損して漂流中に、徳島県伊島沖の岩礁に激礁沈没した。同船には大石篤敬船長のもとに生徒14名、乗組員18名、計33名が乗組んでいたが、根本正生徒と大本松助一等運転手外4名の乗組員、計6名が救助されたのみで、船長以下乗組員14名、生徒13名の計27名が溺死した(商船学校校友会雑誌第208号、1916年6月号)。

2.6 明治37年海軍予備員条例の制定と海軍予備員の差別化

1882年より始まる日本海軍の大軍拡を契機として、1884年(明治17)8月17日付けの並第2251号(太政官達)によっ

て海軍予備制度が創設され、1886年7月30日東京商船学校卒業生13名が海軍予備員に初めて任用され、そのうち12名が少尉試補、1名が小機関士試補の身分に准ぜられた。その年より翌年にわたって14名の海軍予備員が現役の少尉候補生に採用された。その後1890年までは海軍予備員制度の整備に尽くしたが、日清戦争も民間船舶の多くを乗組員諸共徴発して軍需輸送を果たし、かつ1894年9月17日の黄海海戦に大勝し、海軍将校に不足をきたさなかったため、海軍予備員は召集されることもなく、身分は海軍少尉候補生(試補)或いは海軍少機関士候補生(試補)に准ずるといふ曖昧のまま14年の間等閑に付されていた。したがって、教育召集もない当時の海軍予備員は徴集猶予の兵役特権者とも見なすことができよう。

1904年(明治37)2月日露戦争が始まり、国家総力戦を覚悟した当局は、従前の海軍予備員制度を定めた明治17年8月11日付けの並第2251号(太政官達)を整備するため、英国を見習って海軍予備員条例をこの年の6月28日勅令第179号によって公布した。この条例によって、海軍予備員志願者の範囲を公立商船学校卒業者と海技免状受有者に広げた。海軍予備員の官階の呼称に海軍予備少尉のように予備の冠称を新たに加え、さらには海軍服制に帽前章肩章及下士臂章の海軍の象徴とも言うべき『桜に錨』の桜花の代りに、『ヨヒ』の仮名文字を円形に図案した予備員徽章を付けることを規定して、現役と差別化した。この屈辱的な徽章をつけた海軍予備員の制服を用いるものはなかった。従前は官階の進級規定もなかったが、商船の乗船実歴によって海軍予備少佐以下、または海軍予備大機関士以下に任用されることとなり、勤務または教育召集が定められた。しかしながら、この教育召集も昭和初年までほとんど行われなかった。明治38年以降に資格を認定された公立商船学校の本科卒業生は海軍予備練習生として海兵団において3ヶ月の訓練を受けることになった。

◆明治37年6月28日勅令第179号

海軍予備員条例(抜粋)

第1条 海軍ニ海軍予備員ヲ置ク

第2条 海軍予備員ハ海軍軍人トシ予備役ニ服セシム

第5条(第6条) 海軍予備少尉候補生(海軍予備少機関士候補生)ハ左ニ掲クル者ヨリ採用スル

1. 逓信省所管商船学校卒業生
2. 甲種二等運転士(一等機関士)ノ海技免状ヲ有シニケ年以上五百屯以上ノ船舶ニ於テ二等運転士(一等機関士)タリシ者

第7条(第8条) 海軍予備三等兵曹(海軍予備三等機関兵曹)ハ左ニ掲クル者ヨリ任用ス

1. 海軍大臣ノ充当ト認メタル商船学校ノ卒業生
2. 運転士(機関士)ノ海技免状ヲ有シニケ年以上船舶職員タリシ者

第15条 海軍予備員ハ戦時事変其ノ他必要アル場合ニ於テ勤務又ハ教育ノ為之ヲ召集ス

第17条 海技免状ヲ有シ海軍予備員タラムコトヲ志願スル者ハ当分ノ内(海軍予備少佐以下、または海軍予備大機関士以下に任用することを得)

海軍予備員条例の制定にともなって、次の勅令等が公布、制定された。

◆明治37年6月28日勅令第182号

逓信省所管商船学校ノ学生ハ入校ノ日ヨリ海軍兵籍ニ編入ス

この勅令第182号を公布した理由を商船学校沿革略誌(商船学校校友会雑誌第208号、1916年6月号)は次のように説明している。

『学生に在りては従来入校の当時海軍予備員を命ぜられたりしも、海軍予備員条例制定の結果として本年6月勅令第182号を以て本校学生は入校の日より海軍兵籍に編入せられ7月海軍省例第14号を以て航海科学生は海軍予備生徒機関科学生は海軍予備機関学生と称し海軍生徒に准せらるることとなれり』と述べている。

これは、2、4に掲げた明治24年4月2日付け逓信大臣より海軍大臣宛の公文書管発第103号とそれに応じた辞令案の1例の通り、明治23年2月以来の従前の規則では逓信省より入学者名を海軍省に照会し、海軍省はその報告に基づいて商船学校の入学者を4月8日付けで海軍予備員に命じていた。

◆明治37年11月17日海軍省令第14号

海軍兵籍ニ在ル商船学校ノ航海科学生ハ海軍予備生徒、機関科学生ハ海軍予備機関生徒ト称シ海軍生徒ニ准ス海軍予備生徒及海軍予備機関生徒ハ海軍教育本部之ヲ管ス

◆明治37年11月23日海軍省官房第4586号

逓信省所管商船学校生徒ノ席位ハ海軍兵学校、海軍機関学校生徒ノ次席タル儀ト心得ヘシ

1884年(明治17)海軍予備員制度の制定以来、逓信省所管の商船学校は海軍との関係を強め、1896年5月予備役海軍大佐平山藤次郎が、三菱商船学校以来の文官校長中村六三郎の跡を継ぎ商船学校長に就任し、商船学校の拡充と海軍予備員教育の強化に着手し、学生を海軍兵学校にならつて分隊に編成し、手旗信号を海軍式に改めた。1904年の海軍予備員条例の制定により、逓信省所管の商船学校学生は逓信省と海軍省の二頭支配のさらなる強化を受けることとなった。

◆明治37年7月1日勅令第185号

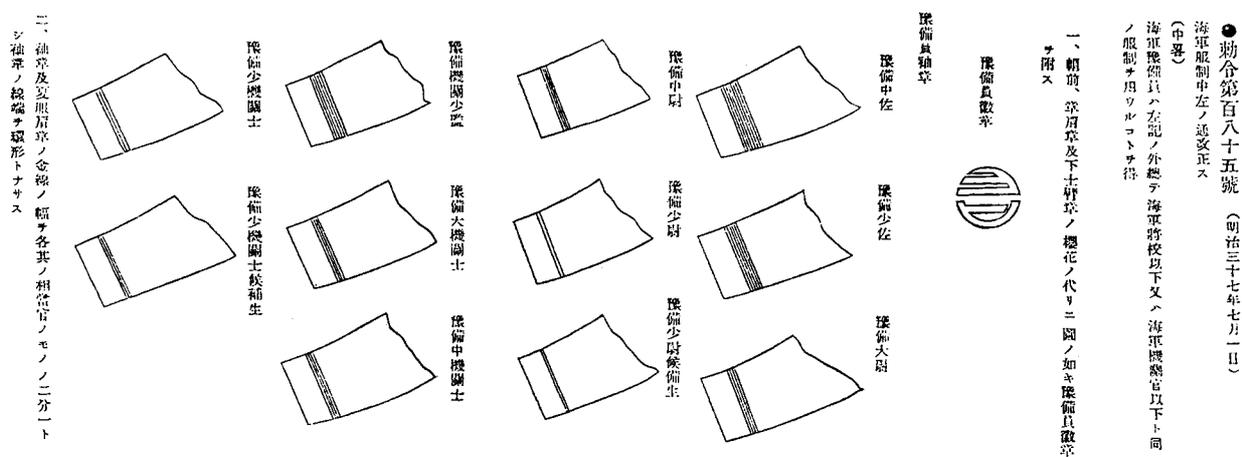
海軍服制中左ノ通改正ス

(中略)

海軍予備員ハ左記ノ外総テ海軍将校以下又ハ海軍機関官以下ト同一ノ服制ヲ用ウルコトヲ得

1. 帽前章肩章及下士臂章ノ桜花ノ代リニ図ノ如キ予備員徽章ヲ附ス
2. 袖章及夏服肩章ノ金線ノ幅ヲ各其ノ相当官ノモノノ二分一トシ袖章ノ線端ヲ環形トナス

この『ヨヒ』の予備員徽章は、大正8年の海軍服制の改正により商船学校の徽章のコンパス・マークに変更し、長年にわたる差別を続けたが、敗戦必至となったガダルカナル島撤退後、多数の予備学生を動員中の海軍は、予備学生の戦意高揚のために1943年(昭和18)になってようやく予備員の官階の予備の冠称を廃止(例、海軍予備中尉を海軍中尉に)するとともに予備員徽章も廃止して、桜花に統一した。予備員の海軍兵籍区別は日本海軍が敗戦によって消滅するまで存続した。この海軍服制のルーツも英国海軍であって1979年現在の現役の袖章の線が直線であるのに対してR. N. R. の袖章の線は波形に区別されていて、R. N. R. のこの差別にたいする批判が多く報告されている。



●勅令第百八十五號 (明治三十七年七月一日)

海軍服制中左ノ通改正ス

(中略)

海軍予備員ハ左記ノ外總テ海軍將校以下又ハ海軍機関官以下ト同一ノ服制ヲ用ウルコトヲ得

一、帽前、夏服及下士臂章ノ桜花ノ代リニ圖ノ如キ予備員徽章ヲ附ス

二、袖章及夏服肩章ノ金線ノ幅ヲ各其ノ相当官ノモノノ二分一トシ袖章ノ線端ヲ環形トナス

3 海軍予備員よりの現役海軍少尉候補生採用

3.1 海軍少尉候補生採用の開始

1) 古谷忠造先生経歴談(要旨抜粋)

東京築地の海軍兵学校で砲術課程を修めて、海軍予備員に任用された後、日本郵船に戻り木造汽船玄武丸の3等運転手として勤務中の1886年(明治19)12月に、母校の商船学校より『海軍予備員のうち志願者は海軍現役に採用することになったから、若し志願するならばすぐ申し出るように』との手紙を受けた。そこで志願するにしても、今すぐ下船して行くか否かを母校に電報で問い合わせたところ、『船が横浜に着いたときでよい』との返事であった。しかし玄武丸は北海道沿岸の航海に専従しており、横浜に入港する機会がないので如何にするか迷っていたところ、翌年1月偶然にも玄武丸が修繕のためか何かで横浜に入港した。そこで早速母校に行き種々話を聞いた上で、日本郵

船を退社し、海軍省(赤坂靈南坂にあり、今のアメリカ大使館のあたり)に出頭した。その時受け取った辞令は

古谷忠造
海軍少尉候補生ヲ命ス
明治20年1月27日
海軍省

であった。これと同時に扶桑艦乗り組みを命ぜられた。ところが辞令を受け取り帰宅してから2時間位経った頃に使いの者が来て、先程の辞令は間違っていたからとて別のものを持参した。それには『海軍少尉候補生古谷忠造葛城艦乗組ヲ命ス』とあった。当時葛城艦は横須賀に於いて艦装中であつた。猶当時古谷と一緒に現役になった人々は前に一緒に海軍予備員となった自称ダズンソサエティの面々でした。現役の任用順位は別に予備員の成績ではなく、航海の都合により海軍省への出頭順によつたものであつた。又先に古谷達が予備員たるべく兵学校に通学していた時、同級の中村松太郎(中村六三郎商船学校校長の息子)及び富岡仁兵衛(現役中死亡)の両君は丁度英国へ行って留守であつたので兵学校へは帰朝後遅れて通学して予備員となり、これ又古谷達同様に明治20年に現役となった。右の如く現役になった者は兵科(航海科)ばかりで機関科の堀禎吉は予備員にはなつたが、現役にはならなかつた。

海軍が、商船学校卒業生の予備員となりし者を現役に採用し、然も1回しかこれを行わなかつたのは何故であらうかと考えられる。

この現役採用の商船学校の記録は次のようである。

- (1)海軍現役の不足を補い
- (2)且つ海軍と商船学校との関係を密接なからしめ
- (3)又幾分にも商船学校卒業生の社会的地位を高めるため

(1)と(2)の理由は確かにそのように考えられるが、(3)の理由はその当時の情勢からして果たして、こうしたはつきりした意図があつたかどうか頗る疑わしいと思う。それは現在まで商船学校卒業生のたどつて来た跡を顧みれば一番よく証明していると考えられる。

その当時古谷が耳にした現役採用の理由は次の通りで、果たしてこれが正しいかどうかは知らないが、参考までに話すこととする。

- (1)当時朝鮮に東学党の乱(筆者注:壬申軍乱の誤り)があり、そのために現役の不足を補うため
- (2)明治17年に予備員制度が制定されたが果たして予備員は如何なる成績を示かを試みるための、当時の井上良馨軍務局長の試験的採用意見にしたがつて、現役採用が実施された

古谷達以降再び現役採用がなかつた処をみると、海軍現役に不足が無くなつたのか、或いは古谷達の成績が井上軍務局長の期待に添わなかつたためかも知れない。

古谷忠造先生経歴談添付関連資料

◆今般其許儀海軍省ニ於テ常務軍人へ採用相成候筈ニ付便宜ヲ以テ速ニ出京可被致此段及通達候也
明治19年12月22日

東京商船学校

海軍予備員 古谷忠造殿

今般本校ヨリ通達セラレ候件ハ海軍大臣ヨリ逡信大臣へ照会ニヨリ各位ヲ海軍少尉候補生ニ任用シ直ニ各軍艦ニ配置セラルヘキ筈ニ有之此事タル各位ノ名誉タル申迄モ無ク本校ニ於テモ又規模ノ至リニ付船舶当地方へ入港ノ時ハ速ニ当校へ出頭有之度即チ御心得ノタメ候補生ニ關スル勅令及海軍省令ノ抜粋別紙……

本同封資料の内

◆海軍予備員心得(抜粋)

第1条 海軍予備員ハ海軍兵籍ニ編入シ戦時或ハ事變ニ際シ之ヲ召集シ海軍艦船ノ乗組トシテ役務ニ服セシムルモノトス

2) 当時の東京商船学校校長中村六三郎の講演(要旨抜粋)

中村六三郎は、明治8年三菱商船学校創立当初の校長に就任し、官立に移管した東京商船学校の校長を明治27年

まで努めた人物であって、幕末の長崎で砲術家として活躍し、明治維新後は船員教育の道を歩んだ。明治19年の海軍予備員よりの海軍少尉候補生任用についての裏話を、中村六三郎経歴談(商船学校校友会雑誌第79号・明治37年10月)の中で次のように述べている。

『丁度其時分海軍の人が足りない、海軍の兵学校で造っておったけれども足りない。唯今海軍の将校に我々の仲間何かもなっているが、あの時分に海軍に採って見て呉れ、商船の人はどの位技量があるか、海軍で採って呉れ、樺山さん(筆者注:資紀)が海軍に居られる時分、即ち西郷さん(筆者注:従道)が海軍卿で居られる時、私が行って相談した。将来の爲め海軍に対してどの位技量が違うか、兵学校の人と商船の人と比べて見れば分かる。又こちらは卒業した人を一方だけにやりたくない。誠に給金が下がって困るからやって見て呉れと相談すると、樺山さんが、それは宜からう、海軍の方の奨励にもなる。サアツやって見ようと言うので14名こちらから出しました。仲間などは英国に行つて居た、あの組ですが、今日進級が遅い、外の人の中佐になったのもあるが、仲間と富岡と言う人は英国に行つて居た為に1年遅くして海軍に入ったのです。

まあ海軍に入れたのはそういう意味合いのあることで、それで私の喜ぶ所は其成績はどうであつたろうと思うと、まあ今日まで御覧の通り日清戦争にはこちらから行った人が功を奏して居ります。功を奏したのはどう言うことかと言うと総て酷い所ばかりに使われた。あれが妙なもので、兵学校から出た者と商船学校から行った人と言うものは自ずから継子扱いがあつた。継子扱いされたのが宜かつた。それだから12人戦闘に与かつて6人金鵄勲章を貰つた。それは何かと言うと、継子扱いされて酷い所へばかりやられて居たからである。』

この中村六三郎の裏話は、3.1 1)で述べた、その当時古谷忠造が耳にした現役採用の理由の『(1)当時朝鮮に東学党の乱(筆者注:壬申軍乱の誤り)があり、そのために現役の不足を補うため』並びに『(2)明治17年に予備員制度が制定されたが果たして予備員は如何なる成績を示かを試みるための、当時の井上良馨軍務局長の試験的採用意見にしたがって、現役採用が実施された』との裏付け資料となるものである。この中村六三郎の裏話はもう一つの現役採用の理由をあげている。すなわち、三菱商船学校時代の卒業生の就職先は三菱会社に限られ、その給与もだんだんにカットされて巡査と同程度となつていた。そこで卒業生の給与改善のために就職先の海軍への拡張を図つたと述べている。

3) 海軍軍備拡張計画

1885年(明治18)12月22日太政官制を廃止、内閣制を採つた政府の明治20年夏の海軍省首脳は海軍大臣西郷従道(1830~1902。侯爵元帥海軍大将、内務大臣、1874陸軍中將、1877近衛都督、明治維新の功労者)、同次官樺山資紀(1837~1922。伯爵海軍大将、軍令部長、海軍大臣、文部大臣、1881警視總監陸軍少將、戊辰戦争に従軍負傷)、同軍務局長井上良馨(1845~1929。子爵元帥海軍大将、1875.9.20の江華島事件の雲揚艦長、日清戦争の西海艦隊司令長官、横須賀鎮守府司令長官、薩英戦争に従軍負傷)の薩摩閥であつた。樺山資紀は1890年(明治23)9月西郷従道の跡を継いで海軍大臣に就任した。

西郷従道は、第1期海軍軍備拡張計画、即ち日本海軍が清国海軍に対して大きく劣るとして、1886年6月海軍公債によつて54隻、66.300トンの艦艇を建造することを認めさせた。この計画によつて4.278トンの海防艦蔽島、松島、橋立の三景艦が建造された。蔽島は1891年、松島は1892年ともにフランスにおいて竣工した。橋立は1894年(明治27)横須賀において竣工した。日清戦争では橋立は艦隊旗艦の役目を果たした。

4) 明治19~20年間に海軍予備員より海軍少尉候補生に採用された者

商船学校沿革略誌(商船学校校友会雑誌第208号大正5年)の明治20年の項に卒業生名は挙げないが明治19年に4名、明治20年に10名が海軍少尉候補生に採用されたと記録している。

(1)明治19年7月30日付け海軍予備員任用者より採用された者

採用日付	氏名	採用日付	氏名
明治19年12月23日	有川貞則	明治20年1月20日	横田平作
明治19年12月24日	真野巖次郎	明治20年1月27日	古谷忠造
明治19年12月24日	曾良武雄	明治20年2月10日	松原栄蔵
明治19年12月27日	国枝勝三郎	明治20年2月10日	吉岡良一

明治20年1月10日	臼井幹蔵	明治20年2月12日	高橋丑之助
明治20年1月20日	北野勝也	明治20年2月19日	山田 亨
(2)明治20年8月4日付け海軍予備員任用者より採用された者			
採用日付	氏名		
明治20年日付不明	中村松太郎		
明治20年日付不明	富岡仁兵衛		

中村友男はその著『高等商船学校出身現役海軍士官』のなかで、中村松太郎の少尉候補生採用を明治21年としているが、彼の採用は明治20年8月4日の海軍予備員任用の直後と考えられること、明治21年初頭から商船学校卒業生の海軍少尉候補生採用反対の兵学校出身将校団の声が高まること、古谷忠造先生経歴談の証言を考慮して、筆者は中村松太郎と富岡仁兵衛の採用を明治20年と特定した。

3.2 少尉候補生高橋丑之助学術検査受験

明治19年7月30日付けで海軍予備員となり、翌年2月12日海軍少尉候補生に採用された高橋丑之助の次に掲げる学術検査受験(候補生任用規則による)に関する公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)が現存する。

◆普5317 8月20日 検学第2号

高橋少尉候補生外巻名出張ノ義二付上申
富士山艦乗組

海軍少尉候補生 高橋丑之助
同 田中龍太郎

右ノ者東京水交社内ニ於テ学術検査(中略)

明治21年8月11日

少尉候補生学術検査委員

海軍大尉 三須家太郎
同 迫田甚之丞(以下3名略)

海軍大臣伯爵 西郷従道殿

◆案

少尉候補生学術検査委員

検学第2号高橋少尉候補生外一名召喚ノ件認許ス

明治21年8月20日

◆案

富士山艦乗組
少尉候補生 高橋丑之助
同 田中龍太郎

右学術検査ノ為本人出張ノ義検査委員ヨリ本艦へ照会ノ上出張セシメ然様同艦長へ達スヘシ

明治21年8月20日

海軍大臣

横須賀鎮守府司令長官代理

3.3 海軍予備員より採用された少尉候補生の海軍略歴

明治19~20年間に海軍予備員より海軍少尉候補生に採用された者のうち海軍歴の幾分なりとも分かっているものを次に挙げる。

北野勝也の略歴は日本海軍史第9巻将官履歴上第10巻将官履歴下より抜粋した。

北野勝也(1862(文久2).4.4~1923(大正12).7.20 海軍少将、位階勲等従四、功四、旭三、瑞四、期外(非兵学校卒))

1881. 1. 10	三菱商船学校航海科入学	1899. 8. 16	武蔵副長
1885. 10	東京商船学校航海科卒業	1900. 9. 25	海軍中佐
1886. 7. 30	海軍予備員	1906. 9. 28	海軍大佐
1887. 1. 20	海軍少尉候補生、海門乗組	1908. 8. 28	鎮遠艦長
1888. 4. 21	海軍少尉、海門分隊長	1909. 3. 4	磐手艦長
1890. 7. 9	海軍大学校丙号学生	1910. 2. 16	兼笠置艦長
1891. 12. 14	海軍大尉	1914. 3. 25	海軍少将
1897. 12. 1	海軍少佐	1916. 5. 27	予備役
1898. 9. 1~		1918. 4. 4	後備役
1899. 7. 16	常磐回航委員、英国出張	1923. 4. 4	退役

古谷忠造の略歴は『古谷忠造先生経歴談』中の次の履歴書副本及び『海洋第515号』より抜粋した。

◆ 大正10年7月7日

海軍省人事局

古谷忠造殿

従来当局ニ於テ保管中ノ退役又ハ死亡者ノ履歴書副本ハ此際本人又ハ遺族ニ下付セラルルコトニ相成候間便宜御保存相成度右送付ス

(別冊履歴書壺通添)

(終)

古谷忠造(1863(文久3). 11. 23~1942(昭和17). 10. 29 海軍大佐、位階勲等従三、功四、勲二)

1885. 3. 3	東京商船学校航海科卒業	1906. 9. 28	海軍大佐
4. 1	日本郵船播磨丸乗組	10. 10	予備役
1886. 7. 19	兵学校砲術科修業証書受領	1907. 7. 29	商船学校教授
7. 30	海軍予備員	1911. 9. 5	大成丸下船
1887. 1. 27	海軍少尉候補生、葛城乗組	1923. 3	商船学校長
1888. 4. 21	海軍少尉	1925. 9	東京高等商船学校長辞任
1890. 9. 2	海軍大学校丙号学生	1936. 12	東京高等商船学校商議員在任
1897. 12. 1	海軍少佐、天城分隊長		
1901. 12. 17	海軍中佐		
1902. 7. 8	海軍大学校選科学生		
1906. 3. 13	商船学校練習船大成丸船長辞令		
5. 21	大成丸着任		

中村松太郎の略歴は嫡孫智善氏の提供による。

中村松太郎(1866(慶応2). 7. 22~1945(昭和20). 1. 3 海軍中佐、1907年現在位階勲等従五、勲四、功五)

1887. 7. 27	東京商船学校航海科卒業	1895. 11. 3	海軍大尉在任
1887. 7. 25	兵学校砲術科修業証書受領	1896. 6~1898. 9	龍田乗組
8. 4	海軍予備員	1899. 11~1902. 11	海軍少佐在任
	海軍少尉候補生(年月日不祥)	1908. 3	海軍中佐在任、予備役
1893. 6	海軍少尉在任	1910	後備役
1895. 2. 4~5	日清戦争中威海衛港の戦いに	1916	退役
	第3水雷艇隊第10号水雷艇長として参加		

その他の海軍少尉候補生採用者の軍歴については不詳であるが、商船学校校友会雑誌第3号(明治30年)の商船学校卒業生名簿は海軍大尉の肩書で、古谷忠造、真野巖次郎、松原栄蔵、臼井幹蔵、吉岡良一、北野勝也、山田亨、曾良武雄、横田平作、国枝勝三郎、中村松太郎の11名が、また死亡者として有川貞則、高橋丑之助、富岡仁兵衛の3名が記録されている。また同雑誌第79号(明治37月10月号)で肩書はないが、これら11名の生存を確認できる。官立以来商船学校生徒名簿には、1891年(明治24)12月海軍大尉任用者として松原、北野、山田、吉岡の4名が記載されている。

4 商船学校生徒宮地孟練習艦筑波にて遠洋航海

筆者は、商船学校航海科生徒宮地孟が海軍練習艦筑波に明治20年夏より翌年7月13日まで乗組み、鈴木貫太郎を含む43名の兵学校14期の少尉候補生とともに、練習したことに關する公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)を見いだした。このように当時商船学校生徒が兵学校卒の少尉候補生とともに練習乗艦した話は商船学校校友会雑誌、海洋、東京商船大学90年史、同100年史並びに海軍關係の刊行本にも一言も記録されていない。この件に關する公文書はここで掲げる逓信大臣より海軍大臣宛の宮地孟筑波乗組依頼に始まり、宮地孟生徒取扱に關する往復文書、練習少尉候補生学術成績表並ニ教務報告書進達、宮地孟退艦届が現存する。

この商船学校生徒を海軍練習艦に乗組ませて実習させてみようかという話の発端は、前述の3.1 2)の中村六三郎経歴談でも触れられていないが、その経歴談の内容からしてその前年から当初初めにかけて商船学校卒業生14名を海軍少尉候補生に採用した場合と同様に、中村六三郎商船学校長と樺山資紀海軍次官との間で取り決めた話と考えられる。ここで紹介する海軍部内間文書は、この宮地孟乗艦実習の話が海軍の關係各部に十分に通らないままに取り決められたことを示唆している。また陸軍と海軍が完全に分離していなかった明治初年ならばともかく、日本海軍のシステムがほぼ軌道に乗ったこの時期に、この商船学校生徒の乗艦実習は海軍部内で大いに疑問視され、次の5でのべる石田五六郎海軍大尉の『商船学校卒業生を海軍少尉候補生に採用せざることを希望する意見書』の一因になったとも考えられる。

海軍兵学寮(校)生徒の練習外国航海(遠洋航海)は、山本権兵衛のクラス47名を乗せて1875年(明治8)11月6日に品川を出港し、サンフランシスコとハワイを訪問後、翌年4月14日横浜に帰港した機帆走練習艦筑波(1978T.旧英国軍艦マラッカ。1851年建造。出入港時のみ汽走。1905除籍)の遠洋航海(第1回)が始まりである。遠洋航海の対象は始めは海軍兵学寮(校)の生徒であったが、筑波艦による第11回の遠洋航海から兵学校の第14期卒業生(1884年9月4日に入校、1887年7月25日卒業)の少尉候補生43名を乗艦させることとなった。この14期の鈴木貫太郎、佐藤鉄太郎、小笠原長生の3名は海軍兵学校の予備校的存在であった近藤真琴の攻玉社より入校した。筑波艦は商船学校航海科生徒宮地孟も乗艦させて、1887年9月4日東京海を出港し北米西岸、パナマ、タヒチ、ハワイを歴訪し、航海中に加藤友三郎砲術長の当直の退屈しのぎに鯨を小銃で一斉射撃して、野村艦長から大目玉を食った話を残して(小笠原長生『鉄桜隨筆』)、翌年7月6日東京海に帰港した。この航海の筑波艦長野村貞は戊辰戦争で長岡藩の野砲隊長、攻玉社より兵学寮に進み、明治4年海軍中尉、明治32年海軍少将で死去、河井継之助の甥でもある。

4.1 宮地孟生徒筑波乗組依頼と取扱に關する往復文書

1) 逓信省の依頼文書

(1)宮地孟生徒筑波乗組依頼文書(管甲第3722号(発信) 普3999 8月1日(受信))

東京商船学校航海科第1級生徒

宮地 孟

右者今般東京商船学校ニ於テ席上学科ヲ終了シ実地航海ニ遣出スヘキ者ニ有之候処今回遠洋航行ノ筑波艦ニ乗組執業ノ儀御取計出来間敷哉可相成ハ御差繰ノ上御承諾相成度御依頼致候此段及御照会候也

明治20年7月30日

逓信大臣子爵榎本武揚

海軍大臣伯爵西郷従道

追テ本文御承諾ノ上ハ本人乗組中取扱向等ニ関件ハ該艦長及同校長ニ於テ直チニ協議候様致度此段申添候也

本文は東京商船学校航海科第1級生徒宮地孟の実地航海実習を遠洋航海を予定している海軍練習艦筑波で行いたい旨の依頼書であって、この件承諾の上は本人乗組中の取扱は筑波艦長と東京商船学校長で打ち合わせしたい旨の添え書きがある。

(2)普4085 8月5日 東京商船学校航海科生徒1名筑波受入の可否調査中の文書案

明治20年8月4日付け海軍大臣発逓信大臣宛(注.案文略す)

2) 海軍軍務局と東京商船学校間の往復文書

海軍軍務局長井上良馨と東京商船学校長中村六三郎の間で宮地孟生徒筑波乗艦中の取扱身分並びに費用について交換された次の文書がある。

(1) 軍乾第1104号ノ2

案

貴校航海科生徒宮地孟筑波艦ニ乗組執業之義逋信大臣ヨリ当大臣江照会相成候ニ付テハ乗艦中可成教授ハ可致候得共少尉候補生同様授業ハ難致又取扱向ハ水兵同様之資格ニ候条右ニテ不苦候哉至急何分之義承知致度此段及御照会候也

明治20年8月4日

軍務局長井上良馨

東京商船学校長中村六三郎宛

追而食料其他支給向方法予メ承知致度此段申副候也

本文は宮地孟生徒の筑波乗艦受入について、乗艦中なるべく教授するが少尉候補生と同様の授業は致し難いこと、取扱は水兵同様の資格とすると言う条件提示である。追書はその食料等の給与について予め知りたい旨のものである。

(2) 甲第74号

本校航海科生徒宮地孟筑波艦乗組中其授業方並取扱向之件ニ付御照会之趣了承右者御申越通りニテ差問無之候又御追書之給与向之義ハ食料及疾病傷痍之治療費ハ該艦ニテ支弁方御願致度其他ハ都度本校ヨリ支給ノ筈ト為ニ付此段及御回答候也

明治20年8月6日

東京商船学校長中村六三郎

軍務局長井上良馨殿

本文は軍務局より提示された宮地孟生徒の筑波乗艦条件の受諾回答であり、追書の給与については食料及び疾病傷痍の治療費は筑波より支弁願いたい、その他は都度本校より支給の筈と回答。

(3) 軍乾第1104号ノ5 御回答案

甲第74号ヲ以テ宮地孟筑波艦乗組中給与向之儀ニ付御回答之趣了承右之本人ニ係ル一切之費用ハ貴校ヨリ支弁不相成ナレハ該艦乗組執行之儀ハ到底難叶儀ト存候条再応及御照会候条至急何分之義御回答有之度候也

明治20年8月

海軍軍務局長男爵井上良馨

東京商船学校長中村六三郎殿

本文は甲第74号宮地孟筑波乗組中の給与につき、本人にかかる一切の費用を商船学校が支弁しない場合は筑波乗組実習を引き受けかねるとの照会である。

(4) 第76号

本校生徒宮地孟筑波艦乗組中給与向之儀ニ付再応御照会之趣了承本人ニ係ル一切之費用ハ本校ニ於テ支弁可致候条可能御取計有之度此段及御回答候也

20年8月8日

東京商船学校長中村六三郎

海軍軍務局長男爵井上良馨殿

本文は軍乾第1104号ノ5の照会に対し、本人にかかる一切の費用を商船学校が支弁する旨の回答である。

3) 海軍部内間文書

(1) 波甲第98号

商船学校生徒身分取扱等之義ニ付伺

東京商船学校生徒一名当艦へ乗組執業之義波乙 第188号ヲ以テ差支無趣上答仕候ニ付テハ右生徒乗艦中身分取扱之義ハ如何ニ可致哉又本人ニ係ル俸給及食料等之費用ヲ逋信省ヨリ当艦へ依託可相成哉或ハ当艦ニ於テ処理

致置追テ取纏メ該省ヨリ償還ヲ要スベキ義ニ候哉右何分之義御指令ヲ仰度此段伺出候也

20年8月11日

東房総館山湾 筑波艦長野村貞

横須賀軍港司令官有地品之允殿

(2)◇◇◇ノ2

商船学校生徒筑波艦へ乗艦差支無之上答

東京商船学校航海科生徒壱名筑波艦へ乗組之義ニ付普4085号ヲ以御達之趣了承右取調候処艦内寝所並ニ食事等差支無之候間此段上答仕候也

明治20年8月16日

横須賀鎮守府司令長官子爵中牟田倉之助

海軍次官子爵樺山資紀殿

本文は4.1 1) (2)の普4085 8月5日照会に対する返答であるが、その所要日10日間はこの件に関する根回しに費やされたものであろう。

(3)横鎮2第219号ノ6

商船学校生徒筑波艦へ御乗せ付相成ル件ノ義ニ付伺

東京商船学校航海科生徒壱名筑波艦乗組之義ニ付御下問之趣十六日横鎮2 第219号ノ5ヲ以上答仕候処逡信大臣依頼之通り御承諾相成之義ニ候テ本艦発航日限余日モ些ニ付前記該艦長伺之趣何分之御指揮相成度此段相伺候也

明治20年8月16日

横須賀鎮守府司令長官子爵中牟田倉之助

海軍次官子爵樺山資紀殿

(4)普4085ノ4 横須賀鎮守府司令長官へ訓令案

東京商船学校航海科生徒宮地孟筑波艦ニ乗組執業之義逡信大臣ノ依頼ニ応シ候条乗艦方取計フベシ但本人乗艦中可成授業シ身分取扱並給与向等ニ關スル件ハ該艦長ト商船学校長ト直ニ協議セシム可シ
明治20年8月20日

海軍次官子爵樺山資紀

横須賀鎮守府司令長官子爵中牟田倉之助殿

(5)案

東京商船学校航海科生徒宮地孟貴艦ニ乗組執行之儀逡信大臣之依頼ニ応シ御承諾相成答ニ付本人乗艦中身分取扱向ハ水兵同様之資格ニテモ不苦又本人ニ係ル一切之費用ハ該校ニ於テ支弁之事ニ下協議致置候条右之件ハ貴官ヨリ主ニ該校長へ協議相成様御達之答ニ付御心得迄此段申達候也

明治20年8月22日

井上軍務局長

野村筑波艦長殿

本文は、後年の日清戦争の黄海の海戦の日本艦隊を西京丸船上から叱咤激励して話題を呼んだ縦横画策政治家の海軍軍令部長樺山資紀が、この当時引き受けた宮地孟筑波乗艦実習の受け入れ条件を整備した軍務局がその条件を筑波艦長に知らせたものである。

4) 宮地孟生徒筑波乗組受諾文書

◆普4085ノ3 8月20日

案

東京商船学校航海科生徒宮地孟筑波艦ニ乗組執業之儀管甲第3722号ヲ以テ御照会之趣了承右ハ御依頼ニ応シ横須賀鎮守府司令長官へ訓令致置候此段及御回答候也

明治20年8月20日

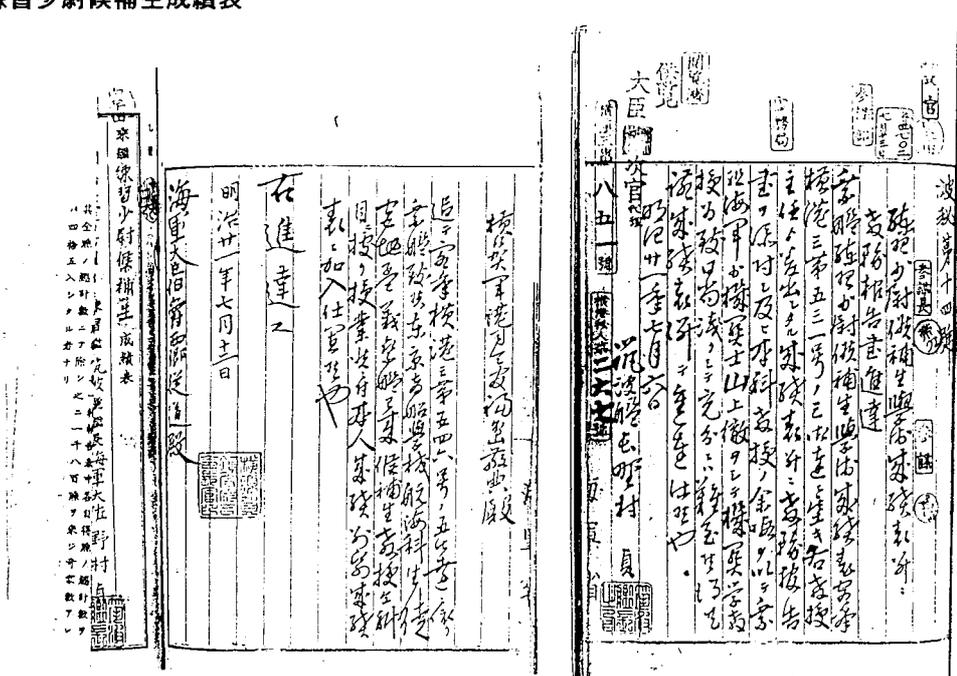
海軍大臣(注.原文は海軍次官子爵樺山資紀とあるが訂正)

通信大臣子爵榎本武揚

追而本人乗艦中取扱向等二関スル件ハ御申越之通筑波艦長及該校長ニ於テ協議候様訓令致置候条此段申添候也

4.2 乗艦練習少尉候補生成績表並びに宮地孟義乗艦退艦

1) 乗艦練習少尉候補生成績表



(1)波秘第14号 横鎮第851号 横鎮秘人第267号 普4702 7月23日

練習少尉候補生学術成績表並二教務報告書進達

乗艦練習少尉候補生学術成績表客年横港3 第531号ノ3御達ニ基キ各教授主任ヨリ差出シタル成績表並ニ教務報告書ヲ添付シ及ヒ本科教授ノ余暇ヲ以テ乗組海軍少機関士山上徹ヲシテ機関学教授為致日尚浅クシテ充分ニハ難至候溜共該成績表併テ申達仕候也

明治21年7月6日

筑波艦長野村貞

横須賀軍港司令官福島敬典殿

追テ客年横港3第546号ノ5仕達ニ依リ乗艦致候東京商船学校航海科生徒宮地孟義乗艦己来候補生教授全学科目ニ抛リ授業候ニ付本人成績前葉成績表ニ加入仕写候也

右申達ス

明治21年7月12日

印(注.横須賀鎮守府司令長官印のみ押印)

海軍大臣伯爵西郷従道殿

◆乙号 乗艦練習少尉候補生成績表(注.抜粋)

明治21年7月 練習艦筑波艦長海軍大佐野村貞

号	順序	姓名	砲術	運用	航海	総計	順序ハ終期大試験成績ニ依リ定メタル者ヲ以テ記載ス
			1800	1800	1800	5400	
1	3	松村龍雄	1649	1778	1768	5195	
5	1	荒尾富三郎	1577	1773	1609	4963	(注.候補生43名、順序39の記載なし)
22	13	鈴木貫太郎	1465	1624	1500	4589	
35	36	小笠原長生	1282	1629	1376	4287	
39	23	稲葉宗太郎	1292	1600	1308	4202	

		宮地 孟	1256	1615	1319	4190
40	33	野田保太郎	1249	1460	1395	4104
43	37	東郷宗之助	1123	1584	1358	4065

(2)練習少尉候補生機関学試験成績表(抜粋) 44名中11番宮地孟

2) 宮地孟筑波艦退艦届と宮地孟のその後

(1)波人第41号ノ2 横鎮第889号 横港4第2907号 普4798 7月20日

宮地孟退艦為致ル義二付御届

右者客年8月23日付横港3第546号ノ6仕達ニ抛リ乗艦致居候処同艦帰朝ニ付本月13日退艦帰校為致ル条此段及御届候也

明治21年7月13日

東京海 筑波艦長野村貞

横須賀軍港司令官福島敬典殿

(2)高知県士族宮地孟は1885年(明治18)2月1日東京商船学校航海科入学、1889年(明治22)4月16日遭難。同期入学の吉田定康(慶応3年9月生)は明治23年2月1日に商船学校全生徒とともに海軍予備員に任命され、明治23年4月16日商船学校を卒業している(官立以来商船学校生徒名簿(自明治15年4月~至大正13年11月))。したがって宮地孟は商船学校航海科席上課程修了後、明治20年9月4日より筑波艦で遠洋航海に出て、明治21年7月13日同艦退艦、明治22年4月16日商船学校生徒として乗船実習中に遭難死亡したことがわかるのみである。

5 商船学校卒業生を海軍少尉候補生に採用せざることを希望する意見書

すでに2.1で述べたとおり明治17年8月17日付けの太政官達によって日本の海軍予備制度が創設され、東京商船学校の入学志願者の体格検査は海軍軍医が行い、入学試験には海軍兵学校の海軍尉官が臨席することになっていた。1888年(明治21)2月3日~10日の東京商船学校航海科入学試験には、その夏の江田島への移転準備に忙殺されていた兵学校よりの臨席尉官の派遣に代わり海軍大尉石田五六郎が臨席した。筆者は次に掲げる彼の『東京商船学校試験臨席復命書(軍乾第484号 普1687)』とそれに関連する公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)を見つけた。この海軍大臣宛の復命書に、海軍少尉候補生に商船学校卒業生を採用しないよう希望する意見が述べられており、次官代理伊藤の閲覧済認め印がある。

この石田五六郎の意見書は、単に石田五六郎個人のものともみれば、兵学校出身の少壮将校団すなわち兵学校学閥士官官僚層の代表的意見として捉える方が、当時の海軍組織の整備の流れに沿っていると考える。当時の海軍組織の整備について、藤井哲博が『長崎海軍伝習所』のなかで『明治16年頃から海軍は覚醒しはじめ、英国式軍規風紀をみっちり仕込まれた兵学校出の士官の方が、数的にも優勢になり……明治20年9月、海軍省は士官学術検査を行って旧式士官を篩にかけ(筆者注:海軍省令第113号『海軍士官学術検査規則』明治19年10月8日)……まとめて淘汰した』と述べているように兵学校学閥組織も整備されつつあった。

この復命書は入学志願者、体格検査基準並びに学科試験基準について東京商船学校と兵学校の合格倍率を比較して、兵学校入学者の優秀さを示し、両校間に大きな懸隔が存在することを強調したのち、意見書へ結論を導いている。

この意見書は『商船学校ノ卒業生ヲ採テ海軍少尉候補生ニ用ヒ』たる次の三つの理由をあげている。

(1)将校ノ不足ヲ補タメ

(2)予備員ノ奨励トナスタメ

(3)商船学校ノ振ハサル一時ノ権宜ニ依リ

この海軍の理由と3.1 1)で述べた商船学校記録の理由とを比較すると、一致しているのは『将校ノ不足ヲ補タメ』のみである。しかしながら、他の二つの理由は間接的には関連するものとして肯定できる。

1) 海軍大尉石田五六郎臨席尉官に派遣

◆軍乾第185号 学第16号

商船学校入校試験臨席之義ニ付上申

去ル十八年二月普第373号ノ御達ニ基キ来ル三日ヨリ商船学校ニ於テ入学生徒召募試験施行ニ付当校尉官臨席方該校ヨリ照会越候処当今移転方從務頻繁ニシテ且尉官之内出張或ハ病氣引入モ多クテ候処少人数ニシテ生徒教授方差支候条今度限り右臨席方御取止メ相成候様致度此段上申仕候也

明治21年1月28日

兵学校長海軍少将有地品之允

海軍大臣伯爵西郷從道殿

◆軍乾第185号ノ2

案

来ル三日ヨリ貴校ニ於テ入学生徒召募試験施行ニ付海軍兵学校尉官臨席之義同校へ御照会相成候処都合ニ依リ今度限り同校尉官臨席相止メ更ニ海軍大尉石田五六郎ヲシテ同試験ニ臨席被仰付候条右様御了知相成度此段上申候也

明治21年2月1日

軍務局次長本山 漸

東京商船学校長中村六三郎宛

2) 東京商船学校試験臨席復命書

◆軍乾第484号 普1687 3月6日)

東京商船学校試験臨席復命書

小官儀

東京商船学校航海科生徒入学志願者体格検査併ニ学科試験ニ臨席被仰付本月3日ヨリ毎日午前8時同校ニ致処去ル10日ヲ以テ体格検査学科試験トモ結了致ニ付其成績ヲ具シ意見開申付仕候

入学志願者

本校ノ生徒ハ貸費生若クハ自費生ナルト卒業ノ後ハ海軍予備員ニ備ハルト雖モ海軍将校ノ如キ名譽アルニアラズ又父兄若クハ自身ニ於テ海業ノ困難ヲ想像スルガ為ニ之ニ志願スル者常ニ希少ナリト今回ハ貸費生 5名ヲ募集スルノ予定ヲ以テ広告奨励セシニ願出スル者ハ左ノ41名ニ過ギザリシ(注. 入学志願者族氏名略す)

体格検査

本校航海科生徒ハ満14歳ヨリ17歳ノ者ヲ採用スル制ナリ然ルニ海軍医官服務通則ニハ15歳以下ノ者ノ検査規格ヲ載セズ依テ之ヲ折衷シテ検査シ且精密ノ検査ヲ施トキハ予定ノ生徒ヲ得ル事能ハザルニ依リ頗ル寛大ヲ旨トシテ検査ヲ結了シ41名中26名ノ合格者ヲ得タリ即チ100人ニ付63人4ヲ得ルノ割合ニシテ之ヲ昨年海軍兵学校生徒ノ体格検査ニ比スルトキハ 100人ニ付殆ント 14人ノ增多ナリトス兵学校ノ入学志願者ハ563人ニシテ合格者279名即チ100人ニ付49人5余ナリ(注. 体格検査合格者名略す)

学科試験

試験科目ハ幾何初歩数学平義並ニ代数一次方程式英文歴史物理英文書取英文読方並ニ英会話漢文訓読講義並ニ作文トス

問題署名試験ノ景況及合格者人名ハ別紙ノ如シ即チ入学者ハ100人ニ付57人6余ナリ而シテ昨年兵学校ノ合格者ハ100人ニ付19人ニシテ少ナキ事38人6余ナリトス是試験ニ於テ其難易懸隔スルモノアルニ依ル

明治21年2月航海科志願者試験成績表(注. 略す)

総点数80点以上ヲ合格トス独り田中義男ハ3点5不足ナレドモ自費生ナルカ故ニ採用セリ(注. 試験成績表略す)

意見

一. 本校生徒ハ卒業ノ後海軍士官或ハ准士官ノ予備員トシテ海軍兵籍ニ編入セラレ非常ノ時ハ海軍士官或ハ准士官ノ位置ニ勤務スルモノナレドモ平時ニ於テハ全ク商船ニ従事スルモノナルガ故ニ其採用教育ノ際ニ大兵学校生徒ト異ナルモノアリ夫レ商船学校ノ振ハサル一ノ時ノ權宜ニ依リ先ニ該校ノ卒業生ヲ採テ海軍少尉候補生ニ

用ヒラレー方ニハ予備員ノ奨励トナシ一方ニハ將校ノ不足ヲ補ハレシハ万止ムヲ得サルニ依ルト雖ドモ元來採用ノ道教育ノ方法相異ナルガ為ニ成業ノ結果相同シカラサルハ言ヲ待テ明ナルモノニアラス況ンヤ人心ヲ維持スル軍紀風紀ノ如キハ軍人ノ特有ニテ年少子弟ヲ薰陶感染スベキモノナレハ性情ノ感化スル處海軍商船兩学校生徒ノ間ニハ其差ナキテ能ハサルナリ而シテ此差タルヤ海軍教育ノ規模ト軍紀トニ關スル事少ナカラサルニ依リ自今以後商船学校生徒ノ奨励ニハ他ノ方法ヲ用ヒ海軍生徒ハ入ルヲ量ラ出ス事ヲ為シテ將校ニ不足ヲ告ク事勿ラシメ復タ再ビ該校ノ卒業員ヲ採テ之ヲ海軍少尉候補生等ニ任用セラルル事ナカラン事希望ニ堪ヘス

二、商船学校入学志願者ノ体格検査ハ海軍尉官及該校幹事臨席シ海軍医官之ヲ行ヒ学科試験ハ該校長及海軍尉官臨席シ該校教官之ヲ行フモノナレハ臨席海軍尉官タル者ハ検査試験ノ方法ニ關シテ校長幹事ト協議シ海軍予備員其人ヲ得ルニ勤ムベキハ勿論ナリト雖ドモ主客ノ勢異ニシテ從前臨席尉官ハ之ニ喙ヲ容ルル事無ク唯ニ之ヲ傍觀シ自ラ以テ臨席ノ要ナレト妄想スルニ至リシモノノ如シ故自今臨席尉官ニハ充分臨席ノ効アラシムル様其細則ヲ設定ラレ度希望ニ堪ヘサルナリ

明治21年2月 日

海軍大尉石田五六郎

海軍大臣伯爵西郷從道殿

この第1項の意見は、当時の毎年の兵学校卒の少尉候補生数が45名前後であったことを考慮すると、海軍の大軍拡によって將校が不足しているとはいえ、兵学校卒業生以外の14名もの少尉候補生を採用することは海軍兵学校学閥にたいする挑戦とも受け取られたに違いない。2項目では臨席尉官の実権の確立の希望意見を述べている。

6 海軍高等武官進級条例から海軍高等武官任用条例へ

1886年(明治19)よりその翌年にかけて東京商船学校卒業生の海軍予備員14名が海軍少尉候補生に採用された経緯については、3.1 2)で当時の中村六三郎東京商船学校長が講演している。その少尉候補生採用の法的根拠と1889年(明治22)以降1934年(昭和9)海軍予備士官より海軍士官に任用する勅令第173号が公布されるまでの45年間にわたって海軍予備士官より海軍士官への任用の道を閉ざした法的根拠を挙げることにする。

1) 海軍將校准將校准士官進級条例

本条例は1884年制定されて1886年勅令第64号により海軍高等武官進級条例改定をもって廃止されたものであるが、その第5条『少尉補機関士補軍医補主計補二補除スルハ海軍ノ学校卒業ノ者ヲ以テスルヲ例トス但他ニ適任ノ者アレハ時宜ニ依リ採用スルコトヲ得』の但し書きの趣旨は海軍高等武官進級条例第16条においても否定されておらず、この第16条の規定によって東京商船学校卒業生の海軍予備員 14名が海軍少尉候補生に採用されたと考えられる。

◆丙第69号

海軍一般

海軍將校准將校准士官進級条例左ノ通被相定候条此旨相達候事

明治17年4月14日

海軍卿川村純義

◆海軍將校准將校准士官進級条例別冊ノ通相定候条此旨相達候事

明治17年4月14日

太政大臣三条実美

(別冊)(抜粋)

第1条 凡軍級ノ秩序ハ將校ニ在テハ大將中將少將大佐中佐少佐大尉中尉少尉准將校ニ在テハ機関部ニ於テ機関總監機関大監機関中監機関少監大機関士中機関士少機関士軍医部ニ於テ軍医總監軍医大監軍医中監軍医少監大軍医中軍医少軍医主計部ニ於テ主計總監主計大監主計中監主計少監大主計中主計少主計准士官ニ在テハ兵曹上長木工上長機関工上長少尉補機関士補軍医補主計補兵曹長木工長機関工長楽長トス

第5条 少尉補機関士補軍医補主計補二補除スルハ海軍ノ学校卒業ノ者ヲ以テスルヲ例トス但他ニ適任ノ者アレハ時宜ニ依リ採用スルコトヲ得

2) 海軍高等武官進級条例

◆朕海軍高等武官進級条例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治19年10月2日

内閣総理大臣伯爵伊藤博文

海軍大臣伯爵 大山 巖

令第64号(官報10月2日)

◆海軍高等武官進級条例

第1条 海軍高等武官軍級ノ最モ高キ者ヲ将官ト言ヒ次ク者ヲ佐官或ハ上長官ト言ヒ又之ニ次ク者ヲ尉官或ハ士官ト言フ而シテ之ヲ総称シテ将校ト言フ

機技部軍医部主計部ノ同等官ヲ総称シテ准将校ト言フ

第16条 海軍ノ学校卒業ノ者ハ海軍大臣先ツ之ニ少尉候補生少機関士候補生少技士候補生少軍医候補生少主計候補生ヲ命シケ年年以上試用ノ後検査合格ノ者ハ海軍大臣ヨリ叙任ノ事ヲ奏上シ各本官ニ任ス

准士官ハ士官ニ進級スルヲ得サルヲ例トスト雖モ志操確実士官タルニ堪ヘ且學術技芸拔群ノ者ハ臨時試験ノ上士官ニ任スルコトヲ得

第17条 海軍官費生徒ニシテ外国留学卒業証書ヲ得タル者ハ其学科相当ノ官ニ補叙ス

この第16条第1項『海軍ノ学校卒業ノ者ハ・・・』と規定するのみで海軍の学校以外の学校の卒業者を除外していない。これにより14名の東京商船学校卒業者を現役の少尉候補生に採用したものと考えることができる。第2項准士官の士官への任用規定も英国海軍のものを見習っており、この排他規定の精神は連綿として敗戦による日本海軍解体まで続き、特務少佐は兵隊元帥と呼ばれて下士官と特務士官階級社会に君臨した。特務士官はその袖章に三つ桜を付加して区別された。

3) 海軍高等武官任用条例

◆海軍高等武官任用条例(抜粋)

明治22年7月4日勅令第91号

第1条 海軍高等武官ハ少尉候補生少技士候補生少薬剤候補生ヨリ任用スル(注.以下略す)

第4条 少尉候補生ハ海軍兵学校ノ全学科ヲ卒業シタル者ヨリ採用スル

第5条 少技士候補生ハ造船機造兵及火薬製造ノ各学科ヲ卒業シタル海軍技術学生若クハ相当ノ卒業証書ヲ有シ少技士候補生タランコトヲ志願シ身体検査學術試験ニ合格シタルモノヨリ採用スル

本条例により東京商船学校卒業生の海軍予備員が海軍少尉候補生に採用される途が閉ざされた。海軍機関学校は明治20年7月15日廃止され、生徒95名は海軍兵学校15~18期に編入された。機関官を兵科へ転官した。

7 英国の海軍予備員制度

戊辰戦争に勝利した明治維新政府は1870年(明治3)10月2日付けで兵制統一を布告し、海軍は英国式、陸軍は仏国式とした。英国式のRoyal Naval Reserve(R.N.R.)を見習った日本海軍予備員制度は、1884年(明治17)8月11日付けの太政官通達によって制定され、太平洋戦争の末期には手遅れながら大いに活用され、2万名を越える海軍予備学生を生み出し、大きな戦力をつくるとともに多大の犠牲を強いた。その海軍予備員制度のルーツを辿ると、その対象は英国と同様に商船学校である。ここでは本文が対象とする時代の日本の海軍予備員制度と比較するため、日露戦争頃までの英国の海軍予備員制度について考えてみたい。

7.1 英国海軍の1800年前後の職制

英国の兵制は戦時の一時期を除けば伝統的に志願制であり、その海洋国の伝統に従って陸軍がBritish Armyと呼ぶのに対して海軍はRoyal Navyと呼ばれて陸軍よりもシニア視され、他国では陸海軍というのが英国では海陸軍と現在でも呼んでいる。明治初年の我が国でも海陸軍と呼ぶ場合が多かった。また1873年(明治6)1月10日徴兵令が

布告されたが、明治時代の日本海軍の将校は勿論のこと兵士の大部分も志願者であった。それは当時の生活水準の低いこの後進国の若者には兵役義務が課されており、どうせ兵隊に取られるなら泥臭い陸軍よりも、近代文明の粋を結集した軍艦とその軍艦に乗って外国への航海の夢を見させてくれる海軍を選ぶのが人情であろう。

日本海軍創設期の軍人の階級制は英国海軍のそれを律令四等官制(衛府の督(近衛大将・中将・少将)・佐・尉・志)に当てはめて制定した。明治17年4月17日付けの海軍将校准将校准士官進級条例で言う将校と准将校の区別のルーツを1800年前後の英国の帆走軍艦時代の海軍組織に見ることができる。この進級条例で言う准将校に差別された機関官は兵科への統合と機関学校の兵学校への復帰統合を目指す息の長い一系運動を展開して、1942年(昭和17)7月15日勅令第610号により『機関科将校を廃止し兵科将校に転官させる』のは、日本海軍が敗戦により消滅した3年前のことであった。当時の英国海軍の士官と水兵の身分差別は厳しく、士官候補生(Midshipman)は貴族、海軍士官や金持ちの子弟から有力者の推薦と選抜試験によって任用され、6年以上の乗艦経験があり19歳以上になると海尉任官試験を受けることができ、合格してはじめて海尉(Lieutenant)に任用された。最高官は Admiral of the Fleet(元帥)で、これにつぎ Full Admiral(大将)、Vice Admiral(中将)、Rear Admiral(少将)、Commodore(代将)、Post Captain(勅任艦長)、Commander(海尉艦長)、Lieutenant、Midshipmanと兵科将校の階級があるが、副長、二等海尉、三等海尉等は先任順に決められる艦内限りのものであった。大佐、中佐、少佐、大尉、中尉、少尉等の区分はまだなかった。艦長と海尉は国家から委任状を受けた Commissioned Officer であって Quarterdeck Officer と呼ばれ、艦の Quarterdeck を闊歩し、戦闘指揮権、軍令承行権、艦長、司令官等の海軍の主要なポストはこれらのエリート兵科将校によって占められていた。

当時の艦内での序列は勅任艦長、副長、海尉、Warrant Officer(准将校)、Petty Officer(下士官)、士官候補生、Able Seaman(A級水兵)、Ordinary Seaman(一般水兵)、Ship's Boy(少年水兵)と階級づけられていた。

兵科将校以外の技術系の将校を Warrant Officer(准将校)と呼び兵科将校よりも一段低い身分にみられた。その上席が Master(航海長)、次が Carpenter(船匠)、次の3職は同席で Boatswain(掌帆長)、Gunner(掌砲長)、Purser(主計長)、この他の特殊な職種の准将校として Surgeon(軍医)、Cook(司厨長)、Chaplain(従軍牧師)、School Master(指導教官)、Master-at-arms(先任衛兵伍長)がいた。海尉と准将校は艦内の Wardroom(士官集会室)にそれぞれ個室をもっていた。指導教官は士官候補生に学術を午前中に教授した。先任衛兵伍長は Royal Marines(英国海兵隊)が乗組まない軍艦に配乗するもので、副長の指揮により艦内の秩序維持に努めた。

これらの准将校に次の Petty Officer(下士官)が直属した。航海長に Master's Mate(航海士)、Quartermaster(操舵手)、Assistant Master(副航海長)。船匠に Carpenter's Mate(船匠見習)、Corker(填隙係)。掌帆長に Boatswain's Mate(掌帆手)、Rope Maker(製綱手)、Sail Maker(縫帆手)。掌砲長に Gunner's Mate(掌砲手)、Gunner's Crew(掌砲長助手)。主計長に Captain's Clerk(艦長付き書記)。軍医に Surgeon's Mate(衛生兵)。先任衛兵伍長に Ship's Corporal(艦の衛兵伍長)。これらの下士官は15歳未満の士官候補生(Youngster)とともに Gun Room(下士官集会室、士官次室)で寝起きし、15歳を過ぎた士官候補生(Oldster)は指導教官からも解放されるとともに飲酒も許され、居住区も Cockpit(最下甲板の後部)の士官候補生居室に移って海尉心得等とともに航海士の指導を受けた。

水兵は乗艦当初に副長によってA級水兵と一般水兵に分類された。A級水兵は艦内業務につうじた経験豊かな古参兵であって Forecastle Man(艦首楼担当水兵)とも呼び、その中から若くて敏捷なものが選ばれて Topman となりロウ-ヤードより上部のセルワークを担当した。一般水兵は新米や陸上者であって After Guard(艦尾部担当水兵)と Waister(中甲板担当水兵)に分けられ、前者はメンスル、ロウ-ステ-スル、スパンカ-等のセルワークを担当し、後者はキャプスタン回し、ビルジポンプつき、家畜の飼育、ビルジ掃除等の雑役を担当した。

少年水兵はテムズ河畔に係留する旧式軍艦を利用した Marine Society(少年水兵養成所)出身のものが多い。この養成所では13~15歳の少年を集めて短期訓練の後、毎年軍艦へ送り込んだ。少年達の多くは貧民の子弟で孤児、浮浪者、乞食、こそ泥などでこの養成所に収容されたものが多い。艦内で最下位の少年水兵は准将校、下士官、士官候補生等の召し使い、家畜飼育、便所掃除等を担当し、戦闘が始まれば Powder Monkey(火薬運搬兵)として働いた。

この少年水兵養成所に類似した1900年前後の英国の普通海員養成所の様子を次の文献が伝えている。本多千代雄著『リバブル』見聞記『インデファチガブル』練習船(商船学校校友会雑誌第15号1898年)及び高柳国次郎著『英仏海員養成の現状一斑』(商船学校校友会雑誌第35号1900年)。高柳は英国の普通海員を養成する練習船について次の要旨を述べている。『この種の練習船は英国の版図内に17隻あり、それらは次の3種類に分けることができる。第1種

は4隻の『ヴォランタリ-スクールシップ』と称するもので慈善的協会が経営し、生徒には自費と無料の2種があるが、自費生徒はごく少なく、大部分は無料の貧民の子弟である。第2種は10隻の貧民練習船とも言うべき『インダストリアル-スクールシップ』で、犯罪歴のない乞食や浮浪者を警察が捕らえて収容するもので、政府が経営している。第3種は3隻の少年感化練習船とも言うべき『リフォーマトリ-』で、窃盗等の犯罪を犯した少年を裁判官が乗船期間を定めて収容し、政府が経営する。これらの係留練習船は100年前と同じく旧式軍艦で、校長は予備役海軍少佐位であって、海軍組織により下士官が監督指導に当たり、11~15歳位の少年に学科授業のほか船大工、鍛冶、製靴、大工などの社会に出るための職業訓練を行う。少年感化練習船の卒業者以外の卒業者数の十分の一位が海軍に入り、他は商船に乗ったり陸上で就職する。本多は『ボランタリ-スクールシップ』について述べている。1900年頃の英国国民の賃金が他の欧州諸国よりも抜き出て高いため、英国商船の普通船員の職場が賃金の安い欧州大陸からの船員によって奪われ始めていた。

このように貴族趣味的士官と下層階級の水兵が乗り合わせた軍艦の秩序は厳しい軍規によって維持された。一般に戦闘艦の水兵の職制は海兵隊、セ-ラ-とガンナ-に分かれていた。海兵隊はよく訓練された銃撃戦と船刀戦を得意とする規律ある戦闘隊で水兵の反乱から士官を守る憲兵の役割を果たし、砲撃戦闘になるとセ-ラ-やガンナ-の敵前逃亡を防ぐための配置に就いた。セ-ラ-は操帆要員で優秀な者はTopmanになるものもいた。ガンナ-は砲戦時の大砲の操作に駆り出される動力機械の代用の筋肉労働者であった。勿論のことではあるが、敵艦から本艦への切り込みがあったときはセ-ラ-やガンナ-も運命共同体の一員として武器を手にして戦った。軍規違反の刑罰は全員の面前でのみせしめ刑罰であって軽いものは精神棒打ち、重くなるに従って艦内鞭打ち刑、艦隊引き回し鞭打ち刑、ヤ-ドから吊るす絞首刑があり、これらの刑罰を厳しく執行することによって軍艦の秩序を維持した。この英国海軍の精神棒は日本海軍に海軍精神注入棒として導入されて敗戦まで暴力を振るった。

7.2 強制徴募隊(Press Gang)から海軍予備員(R.N.R.)制度へ

当時の英国軍艦に乗り組んだ水兵達の生活は今日では想像すら出来ないようなものであった。家族と離れた生活、砲列甲板でのぎゅうぎゅうづめの寝起き、かちかちの塩漬け肉、コクソウムシだらけのかちかちのパン、低賃金、危険な操帆の重労働、鞭打ちの刑罰、砲戦や切り込みの戦闘の恐怖等を考えると、如何に失業率が高くともまた拿捕賞金を目の前でちらつかされたとしても、評判の悪い海軍へ志願する者は少なく、英国海軍は水兵の定員不足に常に悩まされた。そこで一般市民を軍艦に強制拉致して水兵に仕立て上げる強制徴募隊(Press Gang)が合法化された。強制徴募隊は士官の指揮と判事の許可が必要条件であり、1740年の強制徴募法により強制徴募の対象は18~55歳の英国人と限られたが、守られることは稀であった。強制徴募隊の第一の獲物は商船の船員であった。それは当時の軍艦も商船も帆走であって操帆・操船・航海・保全技術は両者に共通するとともに、敵国の私掠船に対抗するために大砲や銃火器・Cutlass(船刀)を常備する武装商船が多く、それらの船員はMerchant Navyとして明日からでも軍艦のAble Seamanとして十分に役立った。一応は航海中や出港する商船を襲うことは禁止されていたがこれも一向に守られなかった。1802年ビスケ-湾で東インド会社の商船が停船を命じられて、多くの乗組員が強制徴募されたため、フランスの私掠船に襲われたとき防戦要員が不足とみて、降伏したという事件もあった。街頭においてこん棒で殴られて気絶させられたLandsman(陸上者)は軍艦に拉致されてPress Man(強制徴募兵)またはLandsmanとしてEnlist(兵籍編入)され、Volunteer(志願兵)よりも給金が少なかった。

1795年4月にQuota Acts(各州都市海軍供出割当人員法)がフランス革命軍と戦うために制定されたが、多くの州や都市では志願兵のみで供出割当数を満たすことが困難なので、頭数を揃えるために無宿者や犯罪者を捕らえて海軍に送り込んだ。この法律による志願兵には褒賞金が支給された。この褒賞金めあてに志願、乗艦、脱走、居住州都市の転居、志願、乗艦、脱走を繰り返す褒賞金稼ぎができた。この褒賞金制度は1857年のContinuous Service Act制定によって廃止された。1835年Seamen's Regisration Actが制定され、志願によることなくば5年以上の長期にわたって英国軍艦に拘置する行為は違法となった。1857年英国海軍制服令制定。1859年に英国海軍予備員(Royal Naval Reserve R.N.R.)条例が制定され、志願した商船の船員が予備役の兵籍に編入され、英国海軍の戦時動員数を飛躍的に向上させた。悪名高き強制徴募隊も1815年のナポレオン戦争の終結によって次第に活動しなくなった。ちなみに日本では1855年(安政2)10月22日に幕府が観光丸(旧オランダ軍艦 蒸気コルベット艦スピン号)を練習

艦として長崎に海軍伝習所を開設した。この海軍伝習所では海軍将校となるべき武士階級の子弟の教育のほか、長崎の市街や港の海上を警備するなどの後方任務を分担する海軍予備員に相当する者の教育を、町人身分の長崎地役人などを対象に行った。1871年英国海軍は平時における鞭打ち刑を中止。1879年英国海軍は戦時における鞭打ち刑も中止。1903年英国海軍は予備兵力のさらなる増大をはかりヨットマンまでを動員したRoyal Naval Volunteer Reserve(R. N. V. R.)を制定した。1914年第1次世界大戦勃発したときのR. N. R. 16355名、英国はR. N. R. 大佐進級を認め、R. N. R. はMerchant Navyとして海上輸送戦にドイツ潜水艦を相手に大活躍をすることとなる。

7.3 R. N. R. と英国の商船学校

英国海軍予備員条例が制定され1859年、英国のMercantile Marine Service Associationが商船士官を養成するため、リバプールのマーセイ川に係留した28門フリゲート艦Conwayを練習船として、私立の通称『コンウェイ商船学校』“Mersey School Ship CONWAY”を英国最初の商船学校として創設した。その経営財源は生徒の納付金のみによった。日本の明治時代の近藤真琴の攻玉社のように英国海軍兵学校受験科(Royal Naval Cadetship)も併設した。1861年には、英国海軍予備員条例の追加条例により海軍予備士官を設定し、主要港に係留する旧式艦において海軍予備員の訓練を実施した。また同年コンウェイ商船学校は業務繁盛により係留練習船を51門フリゲート艦Winchesterに交換し、その船名はコンウェイ号を継承した。

さらに同1861年、英国の2番目に古い私立の通称『ウォースタ-商船学校』“Thames Marine Officers' Training Ship WORCESTER”がテムズ川係留の50門フリゲート艦Worcesterを練習船として創設し、その運営財源はコンウェイ商船学校と同様に生徒の納付金のみ頼り、英国海軍兵学校受験科も併設した。1867年英国海軍予備員(R. N. R.)の1200の将兵が臨時召集を受けて観艦式に参列した。1868年にはウォースタ-商船学校の生徒が初めてRoyal Naval Cadetship試験に合格した。服部潜蔵(長州藩士)は1867年英国に留学、1869年にウォースタ-商船学校に入学、1871年に英国地中海艦隊の旗艦Lord Warden(4080DWT)に乗艦するも、訪英中の伊藤博文に兵学寮教育に当たることを請われ、1873年帰朝し、日本海軍に入り、1886年(明治19)に海軍中佐で退職する。1873年2月にウォースタ-号に乗船した東郷平八郎(日本海海戦の連合艦隊司令長官)は翌1874年12月9日ウォースタ-商船学校を卒業し、1875年2月シップ型帆走商船Hampshire(1214GT)にApprenticeとして乗船し、オーストラリアのメルボルンを往復し、同年9月末にテムズ河口に帰港した。その後英国に発注した扶桑、金剛、比叡の3軍艦の中のグリニッチで建造中の扶桑の監視役を命じられ、1878年5月22日鉄骨木皮の金剛(2248T. 2535HP. 255人乗組)で横浜に帰国した。東郷平八郎は在英中の商船学校でたいした砲術訓練を受けることはなかったが、John Bull精神のしっこさを体得するとともに最も関心をもち研究したのが国際法と海商法であって、それらのノートは江田島の兵学校の教育参考館に陳列されていた。その東郷の戦時国際法に関する知識は、1894年(明治27)7月25日豊島沖海戦後の浪速艦長東郷大佐による英国商船高陞号撃沈事件によって遺憾なく発揮された。日本海海戦で世界中に名声を馳せた彼は、1911年(明治44)6月29日母校の練習船ウォースタ-号を訪れて後輩にAdmiral Count Togoのサイン入りのメッセージを与えている。

1872年英国海軍はコンウェイとウォースタ-の両商船学校に砲術教官を派遣し、両校卒業生中より英国海軍少尉候補生採用の途を拓いた。1876年にはコンウェイ商船学校が練習船を90門スクリュ-戦艦Nileに交換したが船名はコンウェイ号を継承した。またウォースタ商船学校は“Thames Nautical College H. M. S. WORCESTER”と改称し、練習船を戦艦Frederic Williamに交換したが船名はウォースタ-号を継承した。この年英国皇太子(エドワード7世)が名誉R. N. R. 大佐に就任してR. N. R. の振興に努めた。1883年英国海軍はR. N. R. の動員手続きや能率向上調査委員会を設置してその改善を図った。これ以前はコンウェイとウォースタ-の両商船学校の卒業者は志願により海軍予備員となり海軍予備少尉候補生に任用されたが、召集されることのないまま放置されていたが、以後は戦時召集を円滑に達成するため海上経験に応じて進級させることとなった。日本の海軍予備員制度がこの進級制度を採用したのは海軍予備員条例が制定された1904年であった。

1895年に英国海軍は海軍将校の不足補充のため海軍予備士官を現役将校に採用した。この第1回補充の海軍少中尉は海軍部内で“The Hungry Hundred”と、また1898年の第2回補充の海軍予備士官は“The Famishing Fifty”とあだ名され、双方の間柄がしっくりしていなかったことを窺い知らされる。1896年にDartmouthに英国海軍兵学校(Royal Naval College)の陸上校舎がはじめて竣工。これ以前の英国海軍兵学校には商船学校と同様に陸上校舎は

なく、ダ-トマス港に係留した練習艦Britanniaが校舎と兵舎を兼ねる英国海軍伝統の全寮制実地教育であった。創立以来1896年末までの37年間にコンウエイ商船学校に入学した生徒数は2995名に達し、卒業生の2195名が商船士官、62名が海軍現役士官、26名がインド政府ベンガル・パイロットに就職し、233名が海軍予備少尉候補生に任用された。1902年英国海軍予備士官数は1900名で、その内中尉482名、少尉494名、機関官400名。兵員は26000名であった。

8 むすび

本文は、英国のR. N. R. を見習って1884年(明治17)8月11日付け太政官通達により海軍予備員制度を制定したときから、1904年(明治37)6月28日海軍予備員条例制定までのこの制度の創設期のほぼ20年間について、この制度の実態をこれまで未発表であった公文書(海軍省『公文備考』防衛庁戦史室蔵)などにより、いくつかの新しい事実を発見し、また従来不明確であった事項を解明したものである。その結果を次ぎに列挙する。

(1)1884年(明治17)8月11日付け太政官通達に『徴兵令第18条第4項海軍生徒二准シ』徴集猶予を狙った商船学校と軍拡による動員兵力の増強をめざす海軍との合意によりこの制度が制定されたと考えられる。

(2)1890年(明治23)2月1日逓信省所轄の商船学校の全生徒が予備員に任命されたことを確認するとともに、これにより本校生徒にたいする海軍の管理が強化されたことも確認した。

(3)1884年の海軍予備員制度の創設から1904年の海軍予備員条例の制定までの期間、予備員は動員、進級、ましてや予備員の定義すら規定されないまま、等閑に付されていた。古谷忠造の予備員辞令に『但シ身分ハ少尉補ニ准シ』と予備員身分に関してはすべて『准シ』の曖昧な用語がもちいられていたことが明らかになった。

(4)1887年(明治20)9月4日~1888年(明治21)7月6日の期間の海軍練習艦筑波の遠洋航海に、商船学校航海科第1級生徒宮地孟が乗艦し、兵学校14期練習少尉候補生43名とともに授業を受け、大試験成績表にその名を留め退艦している未発表事項を報告した。

(5)1888年(明治21)2月付けの石田五六郎海軍大尉による東京商船学校試験臨席復命書に付された『以後商船学校卒業者を海軍少尉候補生に採用せざることを希望する意見』なる未発表公文書を報告し、これは商船学校航海科6期卒業生14名の採用をもつて少尉候補生採用が打ち切られた一因であることを推論した。

(6)1886年(明治19)、1887年(明治20)及び1888年(明治21)の東京築地の兵学校での、商船学校生徒の砲術科目修業に関する未発表公文書により、その修業実態を明らかにした。

(7)東京築地の海軍兵学校が1888年の夏に江田島へ移転した後、商船学校生徒の砲術科目の修得は砲術練習艦で行うこととなった。1890年(明治23)5月23日~7月29日の期間実施された砲術練習艦龍驤における商船学校生徒の砲術科目の修得に関する一連の未発表の公文書により、第1回目の砲術練習艦龍驤による砲術科目修得の実態を明らかにした。

(8)1890年(明治23)9月30日付け頼信丸遭難による予備員である東京商船学校航海科生徒13名の未発表の死亡届公文書を報告し、海軍の商船学校にたいする管理の一端を示した。

(9)1891年(明治24)4月8日付け新入生にたいする海軍予備員交付に関する未発表公文書を報告し、1890年2月1日商船学校全生徒が予備員として海軍兵籍に編入された事実を傍証した。

(10)1904年(明治37)6月28日海軍予備員条例の制定により予備員の官階が定められて、海軍予備少尉の例に示すように官階に『予備』の冠称を付加し、海軍の身分社会制を更に強固にした。

(11)勅令第185号(明治37年7月1日)『海軍服制中左ノ通改正ス』により海軍予備員徽章『ヨヒ』と予備員袖章が初めて制定されて、海軍の象徴である『桜と錨』の『桜』徽章を屈辱的な『ヨヒ』徽章に置き換えて、発言権をもたない予備員を不必要に差別した。この歴史的な一つの事実からも、社会から隔離された江田島の兵学校で、皇国史観と軍国主義思想によって戦闘員として純粋培養され、当時の海軍の中枢部を支配したエリート武官官僚の偏狭な独善と後年の太平洋戦争のような国家総力戦に対応する戦略の欠如の芽生えをみることができる。

この海軍の兵学校閥をエリート化するためにとられた不必要な海軍組織内での差別の改善は、ミッドウエイ海戦に敗れて太平洋戦争の流れが変わった後の1942年(昭和17)7月14日に機関科将校の明治以来の一系運動が実現し、機関将校を廃止して兵科に転官、また特務士官の官階の冠称のみを廃止するなど出し惜しみしながら小出しに実施された。敗戦が必至となった1943年、大量に動員された海軍予備学生の不満解消策もあって、予備員の官階の予

備の冠称のみが廃止されるとともに服制も『予備員袖章』を除き正規海軍に統一されたが、予備員の兵籍は敗戦による海軍の廃止まで存続した。この縄張りの墨守策は何も海軍に限ったものではなく社会の普遍的現象であって、行政改革への官僚の抵抗にも常に見られるように、大局観を度外視した自己組織防衛本能に根差すものと言える。

今回は大正から昭和年代にかけての海軍予備員制度の変遷とその実態について考えてみたい。末筆ながら本研究にたいして、甚大なご教示をいただいた塚田藤司、田中正吾両氏をはじめ多くの方々に感謝の意を捧げる。

参考文献

- (1)リバープール航海学校案内(商船学校校友会雑誌第4号,1897.6)
- (2)リバープール航海学校案内(承前)(商船学校校友会雑誌第7号,1897.11)
- (3)増田忠男『英国海軍-海軍(商船)』(商船学校校友会雑誌第7号,1897.11)
- (4)本多千代雄『リバープール見聞報告』(商船学校校友会雑誌第7号,1897.11)
- (5)練習船コンウエー号Mersey School Ship "CONWAY"(商船学校校友会雑誌第8号)
- (6)本多千代雄『リバープール見聞報告 練習艦コンウエー号』(商船学校校友会雑誌第11号,1898)
- (7)本多千代雄『リバープール見聞報告 インデフアチガブル練習船』(商船学校校友会雑誌第15号,1898)
- (8)英国商船海員の教練(商船学校校友会雑誌第16号)
- (9)高柳次郎『ウオースター練習船を訪ふ』(商船学校校友会雑誌第23号)
- (10)ブレメン航海学校略則(商船学校校友会雑誌第24号)
- (11)高柳次郎『英国普通海員-英国海運業の過去及現在』(商船学校校友会雑誌第27号,1899.12)
- (12)高柳次郎『英仏海員養成の現状一斑』(商船学校校友会雑誌第35号,1900.10)
- (13)C.N. Parkinson: The Life And Times Of HORATIO HORNBLOWER(Charles E. Tuttle, 1970)
- (14)Captain W.A. Worgan: The Thames Nautical Training College H.M.S. "Worcester" 1862-1919 (Charles Griffin, 1929)
- (15)J.Masefield: The Conway(William Heinemann,1953)
- (16)Richard Garrett: The British Sailor(Wayland, 1974)
- (17)池田久克・志麻 篤『イギリス国防体制と軍艦』(教育社,1979)
- (18)植松重次郎『わが青春』(植松重次郎,1982)
- (19)長田亮春『海軍予備員の沿革及現状』(商船学校校友会雑誌第434号,1936.3)
- (20)長田亮春『英国海軍予備員の現状』(商船学校校友会雑誌第427号,1935.8)
- (21)坂元正信『海軍予備士官-召集された商船士官の役割』(成山堂書店,1983)
- (22)西井友二『高等商船学校出身者の戦歴-海軍士官編』(高等商船学校出身者の戦歴-海軍士官編 刊行会,1981)
- (23)中村友二『高等商船学校出身現役海軍士官-その誕生・制度・教育訓練と業績-』(中村友二,1981)
- (24)海上友の会編集『武器なき海-日本商船隊の戦時記録-』(海上労働協会,1961)
- (25)塚田藤司『追憶 太平洋戦争-栄光と苦悩-』(成山堂書店,1980)
- (26)塚田藤司『越中島』(塚田藤司,1992)
- (27)池田清『日本の海軍 上・下』(至誠堂,1966)
- (28)池田清『海軍と日本』(中央公論社,1981)
- (29)藤原哲博『海軍と海軍に雇われ外入-幕末から日露戦争まで-』(中央公論社,1988)
- (30)藤原哲博『長崎海軍伝習所-十九世紀東西文化の接点-』(中央公論社,1991)
- (31)外山三郎『日本海軍史』(教育社,1980)
- (32)生田 惇『日本陸軍史』(教育社,1980)
- (33)渡部界一『ドイツ参謀本部』(中央公論社,1974)
- (34)大江志乃夫『日本の参謀本部』(中央公論社,1985)
- (35)大江志乃夫『徳兵制』(岩波書店,1981)
- (36)海野福寿『韓国併合』(岩波書店,1995)
- (37)藤原 宏『海軍創設史-イギリス軍事顧問団の影』(リポレポート,1986)
- (38)防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書-海軍軍艦編(1)昭和11年11月まで』(朝雲新聞社,1969)
- (39)防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書-海上護衛艦』(朝雲新聞社,1971)
- (40)防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書-陸軍軍艦編』(朝雲新聞社,1979)
- (41)倉町秋次『予科練外史(1)』(教育図書研究会,1987)
- (42)第13期誌編集委員会『第十三期海軍飛行専修予備学生誌』(第十三期海軍飛行専修予備学生会,1993)
- (43)真雄不二夫『学徒出陣-海軍予備学生の記録』(朝日新聞社,1966)
- (44)ノーベル書房編集『わが海軍』(ノーベル書房,1980)
- (45)鎌田芳朗『海軍学校物語』(原書房,1979)
- (46)若島志郎『帆船時代のアメリカ 上・下』(朝日ソノラマ,1996)
- (47)大杉一雄『日中十五年戦争史-なぜ戦争は長期化したか』(中央公論社,1996)
- (48)大江志乃夫『御前会議-昭和天皇十五回の聖断』(中央公論社,1991)
- (49)真木洋三『東郷平八郎 上・下』(文芸春秋,1985)
- (50)吉田俊雄『日本帝国海軍はなぜ敗れたか 戦後五十年目の総括』(文芸春秋,1995)
- (51)伊藤正徳『連合艦隊の最後』(光人社,1980)
- (52)戸部良一・寺本義也・鎌田伸一・杉之尾孝生・村井友秀・野中郁次郎『失敗の本質-日本軍の組織的研究』(ダイヤモンド社,1984)
- (53)奥宮正武『真実の太平洋戦争』(PHI研究所,1988)
- (54)中山天『絵画に観る帝国海軍史 海ゆかば』(東京出版,1986)(海軍服制史等)
- (55)山本七平『一丁級将校の見た帝国海軍』(文芸春秋,1987)
- (56)幣原喜重郎『外交五十年』(中央公論社,1987)
- (57)西岡 朗『現代のシベリアン・コントロール』(知識社,1988)
- (58)クラウゼヴィッツ著・藤田英雄訳『戦争論 上・中・下』(岩波書店,1968)
- (59)Brassey's Naval Annual(Armed Forces Annual)
- (60)F.A. Hook: Merchant Adventures 1914-1918(A&C Black, 1920)
- (61)A. Hurd: Merchant Navy Vol. 1(John Hurray, 1921)
- (62)A. Hurd: Merchant Navy Vol. 2(John Hurray, 1924)
- (63)太政官通達『海軍将校准将校准士官進級条例』明治17年4月17日
- (64)勅令第64号『海軍高等武官進級条例』明治19年10月2日
- (65)海軍省令第113号『海軍士官学術検査規則』明治19年10月8日
- (66)海軍省令第25号『候補生任用規則』明治37年6月28日
- (67)勅令第91号『海軍高等武官任用条例』明治22年7月4日(少尉候補生の任用を海軍兵学校卒業者に限る)
- (68)勅令第179号『海軍予備員条例』明治37年6月28日
- (69)勅令第185号『海軍服制』明治37年7月1日(予備員徽章を『ヨヒ』と定める)
- (70)勅令第269号『海軍服制』大正8年6月2日(予備員徽章を『ヨヒ』よりコンバスマークに改正)
- (71)勅令第267号『海軍予備員令』大正8年6月3日(海軍予備中佐、海軍予備機関中佐は特選進級に改正)
- (72)勅令第218号『海軍予備員令改正』昭和2年6月
- (73)勅令第102号『海軍航空隊令』昭和5年5月29日
- (74)勅令第173号『海軍予備士官ヨリ海軍士官ニ任用等二関スル件』昭和9年6月18日
- (75)勅令第293号『海軍予備員候補者令』昭和9年10月18日(候補者として海軍航空予備学生、海軍予備生徒及び海軍予備練習生を置く)
- (76)勅令第294号『海軍予備員令改正』昭和9年10月18日
- (77)勅令第295号『海軍航空隊令左ノ通改正ス』昭和9年10月18日(航空関係ノ海軍予備員ノ候補者ヲ加フ)
- (78)勅令第610号『大正9年勅令第10号海軍武官階級ノ件ノ改正(海軍予備員令の改正を含む)』昭和17年7月14日(機関科将校を廃止し、兵科将校に転官させる。予備機関士官も予備兵科士官へ転官)
- (79)勅令第611号『大正9年勅令第11号海軍兵階級ニ関スル件改正(海軍予備員令の改正を含む)』昭和17年7月14日
- (80)勅令第560号『海軍ノ予備武官ノ官名及予備兵ノ職名改正等(海軍予備員令の改正)』昭和18年6月30日(昭和17年勅令第610号・第611号等改正。予備士官の呼称改正、海軍予備中尉を海軍中尉の例のように予備の呼称を削除。実役停年改定各科予備員の少尉1年6月・中尉2・大尉4・少佐3年。中佐は従前通り特選。海軍服制中第3条ノ2中「左ノ各号ノモノノ外」ヲ「軍衣ノ袖章ヲ山形トスルノ外」ニ改メ第1号乃至第3号ヲ別ル、別表海軍服制表予備員服制図ヲ削ル)
- (81)商船学校卒業生名簿(商船学校校友会雑誌第3号,1897)
- (82)官立以来商船学校生徒名簿(明治15年4月~大正13年11月,東京商船大学蔵)
- (83)商船学校卒業生名簿(商船学校校友会雑誌第79号,1904)